

2. 補充裁判員に対するアンケート結果

(1) 裁判員等選任手続について(問1)

裁判員等選任手続に関して、「(i) 質問手続中の手続の進め方, 受けた質問についてなど」, 「(ii) 質問手続中の待ち時間についてなど」の2つに分け, 自由な意見を記載してもらった。
なお, 記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類した。

(i) 質問手続中の手続の進め方, 受けた質問についてなど

全2, 075名中, 回答があったのは1, 156名である。

特に項目を特定することなく, 「全般的に問題がなかった」とするものが最も多く, 「説明がわかりやすかった」, 「進行の手順が適切だった」などとするものがこれに続いている。

具体的な記載については, 資料編の自由記載分類・整理表(187頁)に主な記載例を掲載したので, そちらを参照されたい。

(ii) 質問手続中の待ち時間についてなど

全2, 075名中, 回答があったのは1, 161名である。

所要時間の長さについて「適切だった」などとするものが最も多く, 特に項目を特定することなく, 「全般的に問題がなかった」とするものがこれに続いている。

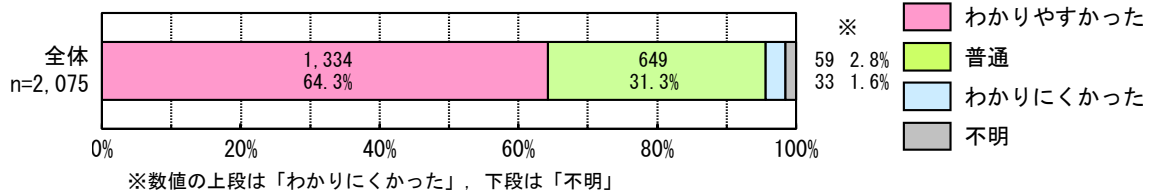
具体的な記載については, 資料編の自由記載分類・整理表(189頁)に主な記載例を掲載したので, そちらを参照されたい。

(2) 審理について

(i) 審理内容のわかりやすさ

問2 審理の内容はわかりやすかったですか。

図 2-2-1 審理内容のわかりやすさ (全体)



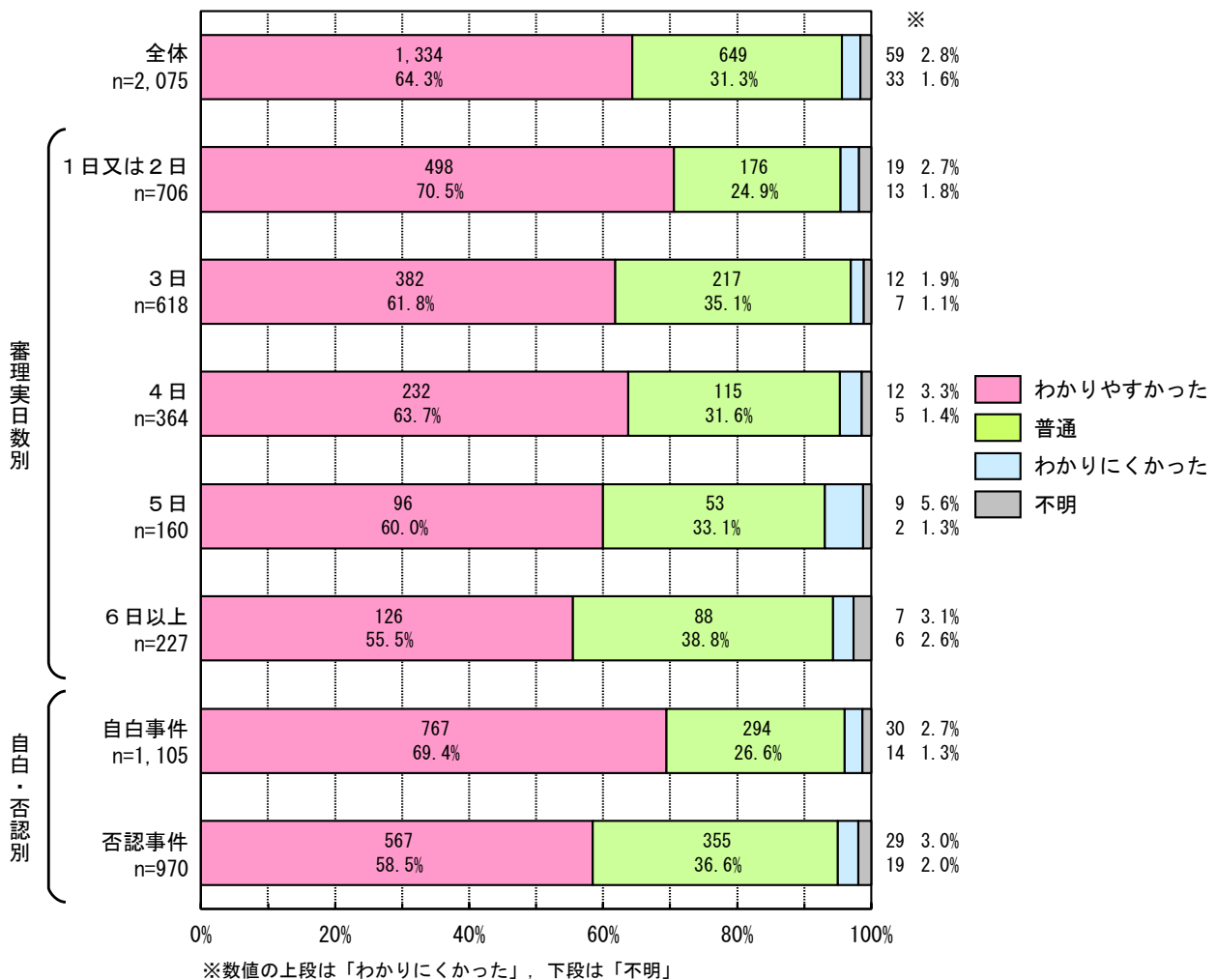
「わかりやすかった」とする回答は64.3%であり（「普通」とあわせて95.6%）、「わかりにくかった」とする回答は2.8%である。

『審理内容のわかりやすさ』を審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図 2-2-1-1 である。

「わかりやすかった」と回答した割合は、審理実日数が1日又は2日の場合、70.5%であるのに対し、審理実日数が6日以上の場合、55.5%となっている。

自白・否認別では、「わかりやすかった」との回答が、自白事件において69.4%であるのに対し、否認事件においては58.5%である。

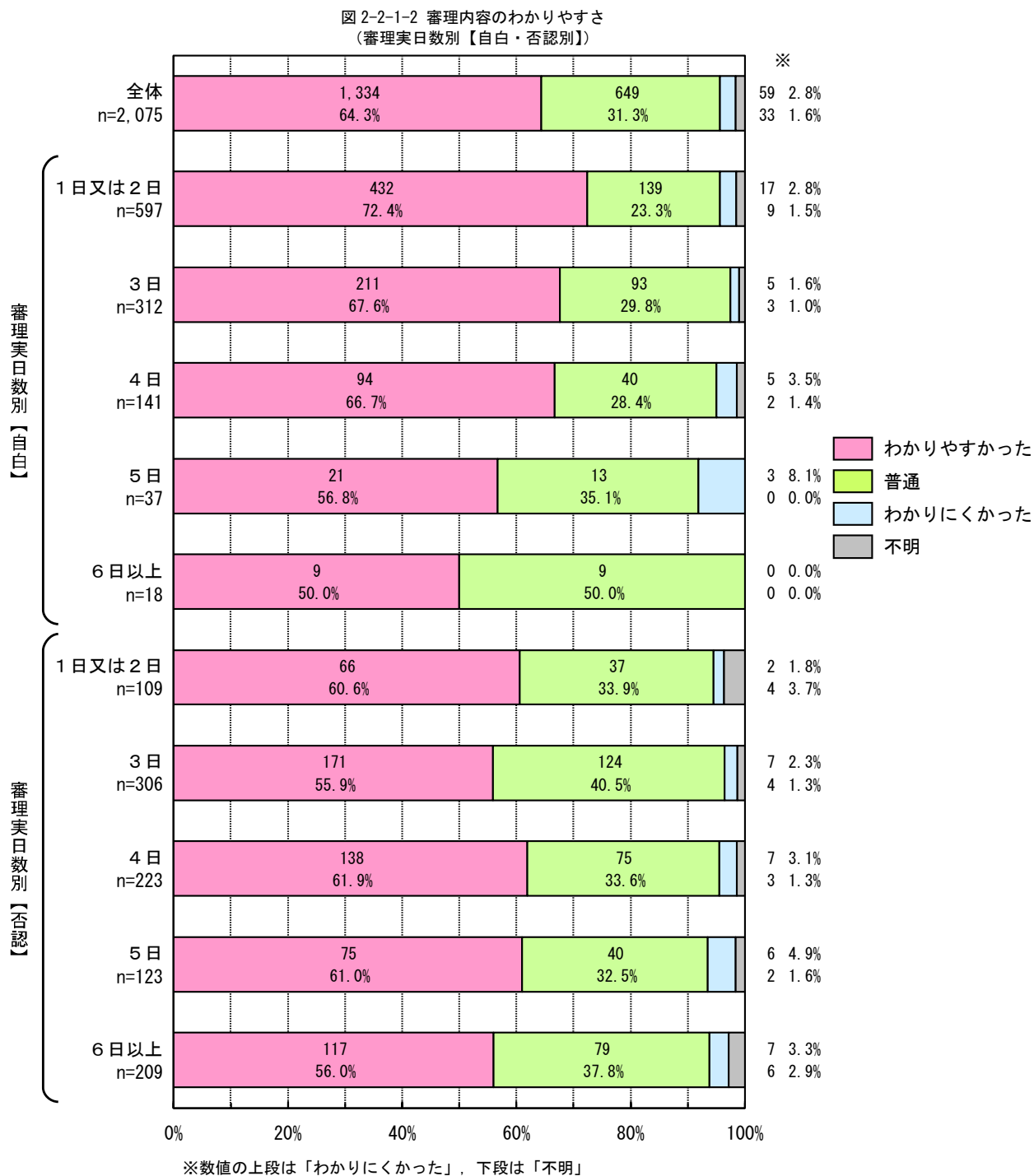
図 2-2-1-1 審理内容のわかりやすさ
(審理実日数別、自白・否認別)



『審理内容のわかりやすさ』について、審理実日数別をさらに自白・否認別で区分したのが、図2-2-1-2である。

自白事件において、「わかりやすかった」と回答した割合は、審理実日数が1日又は2日の場合に72.4%と最も高く、審理実日数が6日以上の場合に50.0%と最も低くなっている。

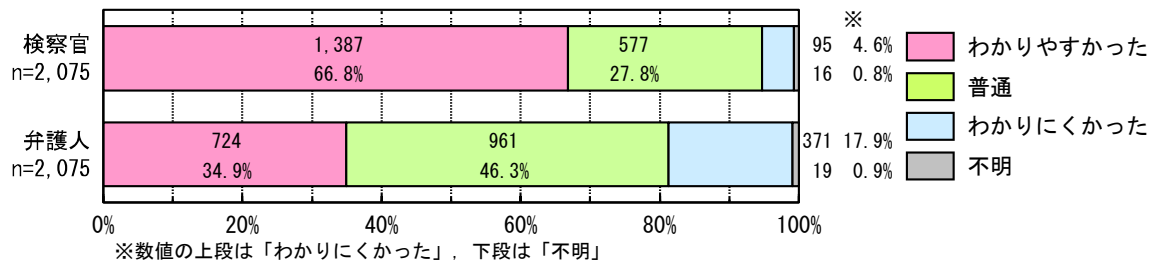
否認事件において、「わかりやすかった」と回答した割合は、審理実日数が4日の場合、61.9%と最も高く、審理実日数が3日以上の場合に55.9%と最も低くなっている。



(ii) 検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ

問3 検察官や弁護人の法廷での説明や証拠調べは、わかりやすかったですか。検察官、弁護人それぞれについて、お答えください。

図 2-2-2 検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ (全体)

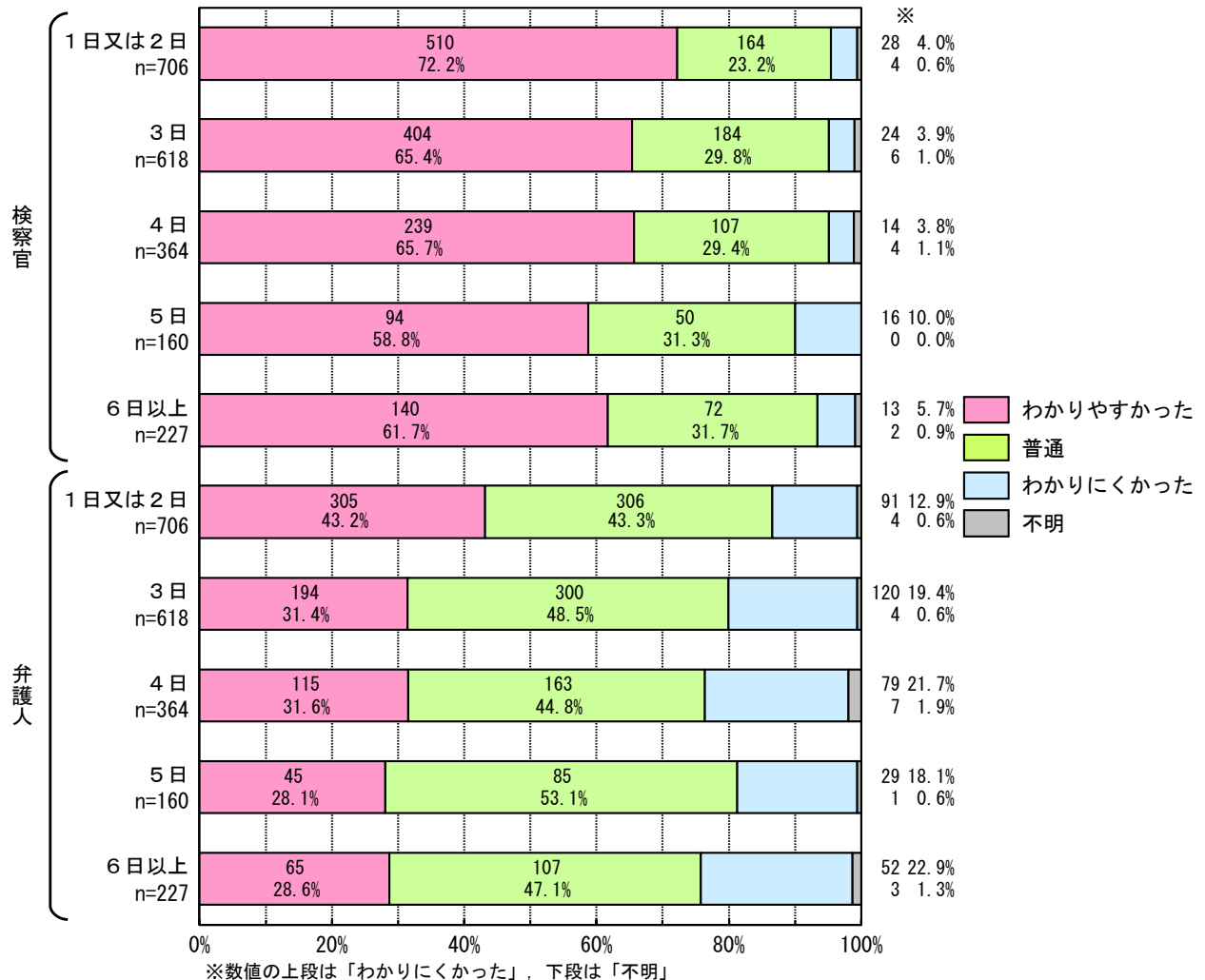


検察官、弁護人の法廷での説明等について、「わかりやすかった」または「普通」と回答した者の割合は、検察官が94.6%、弁護人が81.2%である。

『検察官・弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ』を審理実日数別でみたのが、図 2-2-2-1 である。

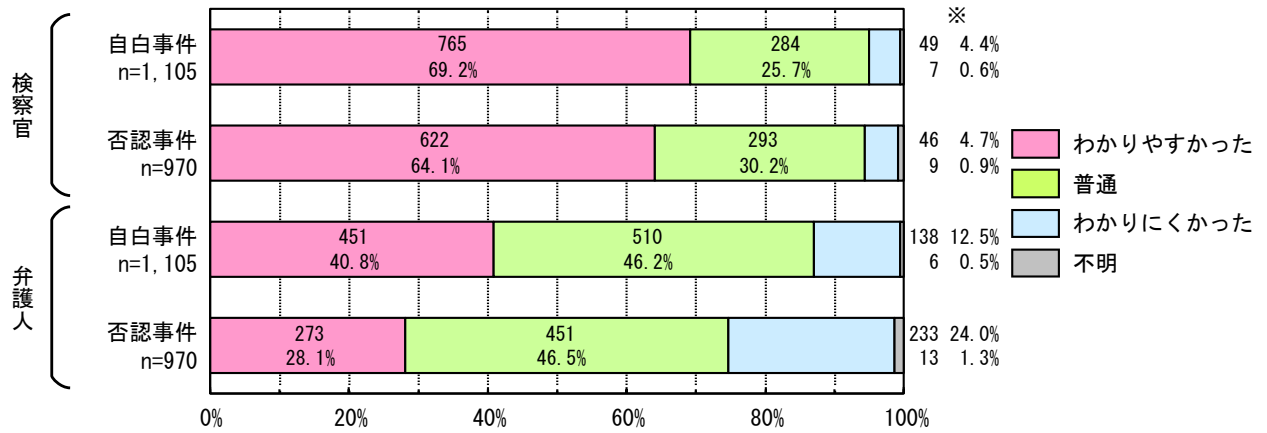
検察官について審理日数に大きな差はなく、弁護人よりも審理日数別全体を通して「わかりやすかった」と回答している割合が高くなっている。弁護人では1日又は2日の「わかりやすかった」と回答した者の割合が高いが、他の日数は日数別によるわかりやすさの割合に差は見られない。

図 2-2-2-1 検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ (審理実日数別)



『検察官・弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ』を自白・否認別で区分したのが、図 2-2-2-2 である。両者とも否認事件よりも自白事件のほうが「わかりやすかった」と回答した者の割合が高い。

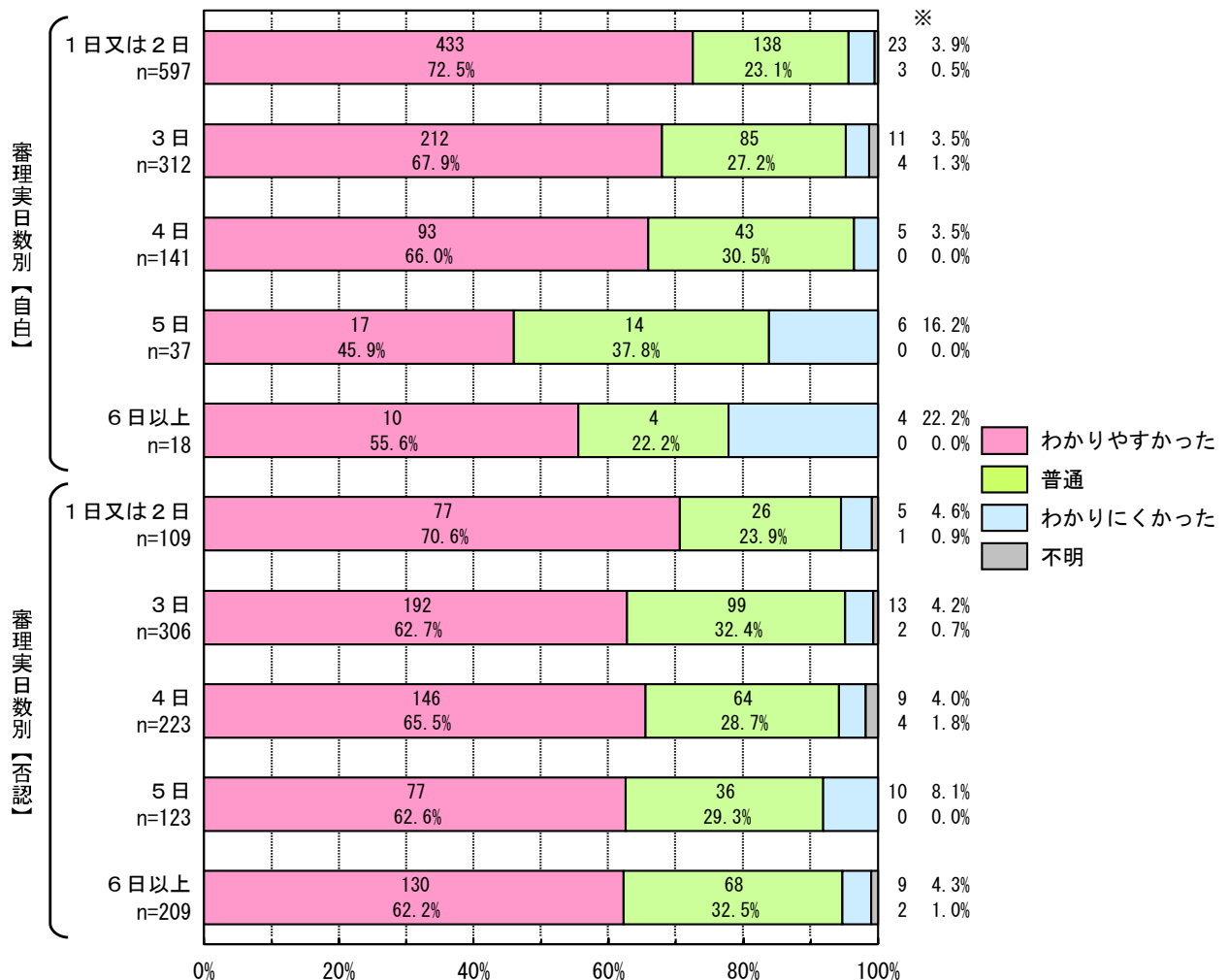
図 2-2-2-2 検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ
(自白・否認別)



※数値の上段は「わかりにくかった」、下段は「不明」

『検察官の法廷での説明等のわかりやすさ』について、審理実日数別をさらに自白・否認別で区分したのが、図 2-2-2-3 である。自白事件において「わかりやすかった」と回答した割合は、審理実日数が 1 日又は 2 日の場合に 72.5%と最も高く、否認事件では、「わかりやすかった」と回答した者の割合は、審理実日数別が 1 日又は 2 日の場合に 70.6%と最も高くなっている。

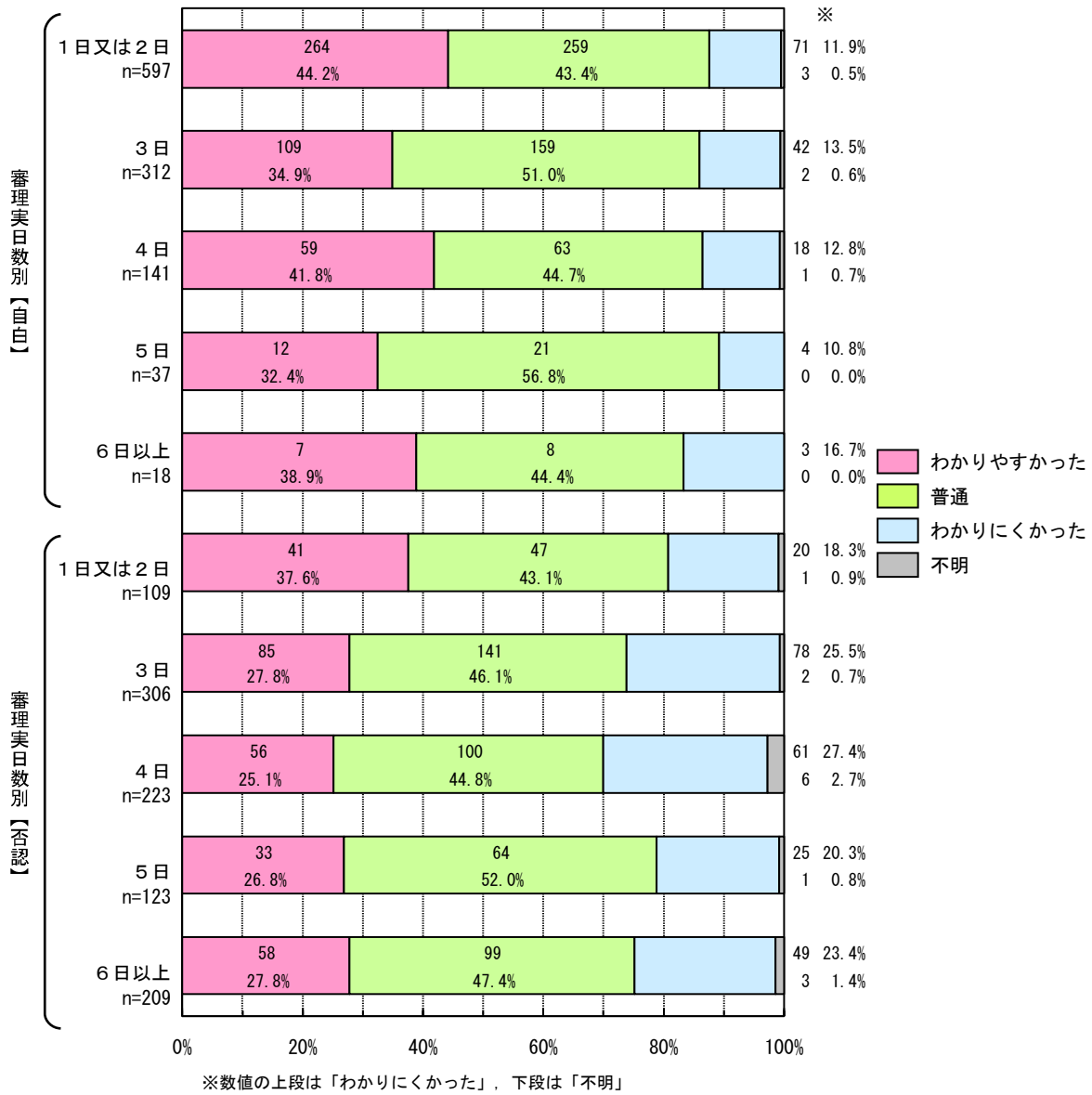
図 2-2-2-3 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ
(審理実日数別【自白・否認別】)



※数値の上段は「わかりにくかった」、下段は「不明」

『弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ』について、審理実日数別をさらに自白・否認別で区分したのが、図2-2-2-4である。自白事件は否認事件と比較して、いずれの審理実日数においても「わかりやすかった」の割合が高い。

図2-2-2-4 弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ
(審理実日数別【自白・否認別】)



『検察官・弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ』を審理内容のわかりやすさ別でみたのが、図 2-2-2-5 及び図 2-2-2-6 である。両者とも審理内容が「わかりやすかった」と回答した層が他の層よりも検察官・弁護人の説明等が「わかりやすかった」と回答した者の割合が高い。

図 2-2-2-5 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ
(審理内容のわかりやすさ別)

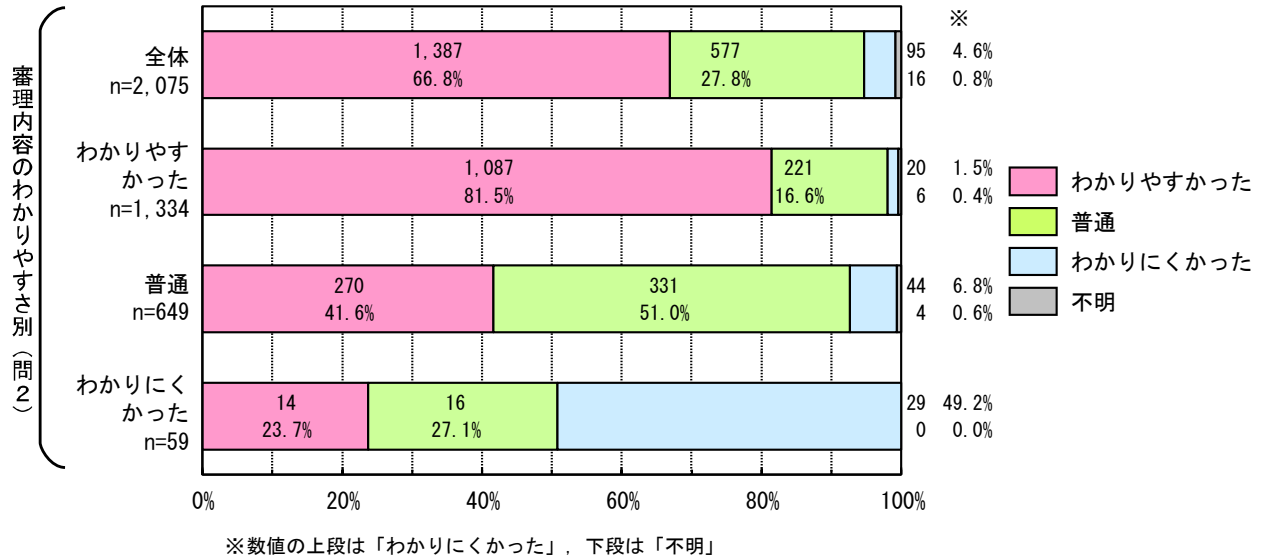
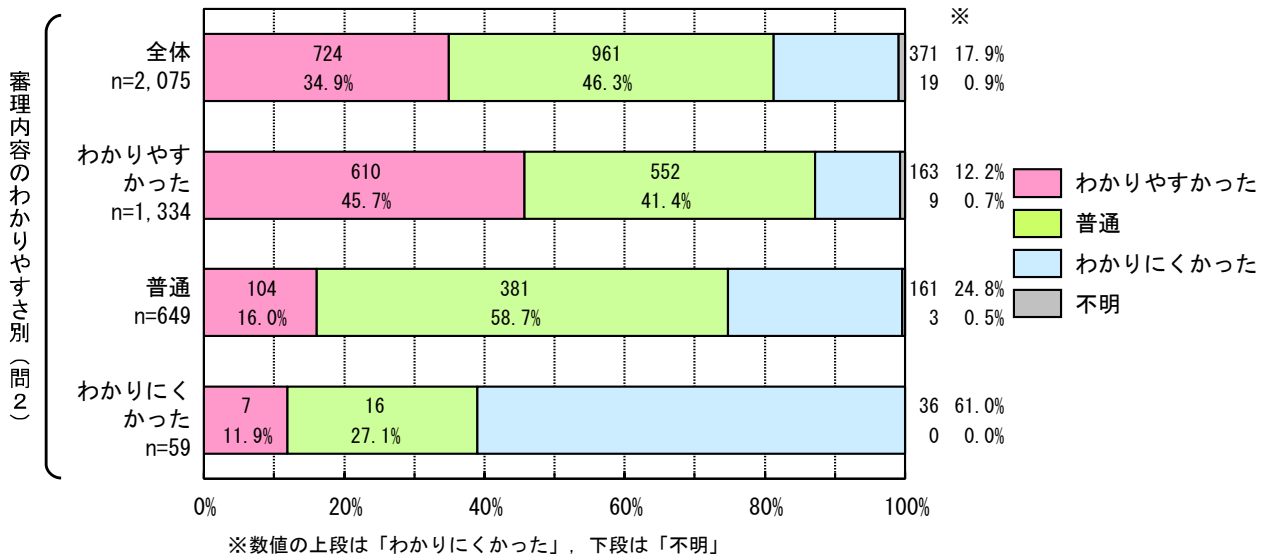


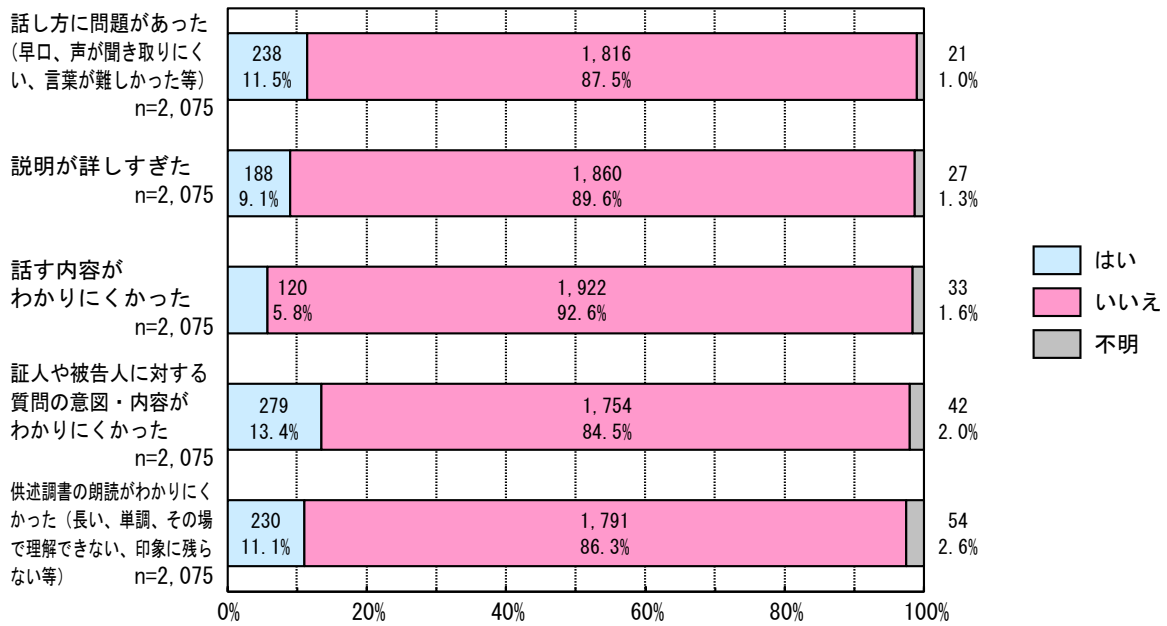
図 2-2-2-6 弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ
(審理内容のわかりやすさ別)



(iii) 検察官や弁護人の法廷活動に対して感じられた印象

問4 検察官の法廷活動に対して感じられた印象について、お答えください。

図 2-2-3-1 検察官の法廷活動に対して感じられた印象（全体）



検察官の法廷活動に対して感じられた印象については、「証人や被告人に対する質問の意図・内容がわかりにくかった」(13.4%)、「話し方に問題があった」(11.5%)、「供述調書の朗読がわかりにくかった」(11.1%)、「説明が詳しすぎた」(9.1%)、「話す内容がわかりにくかった」(5.8%)の順で高くなっている。

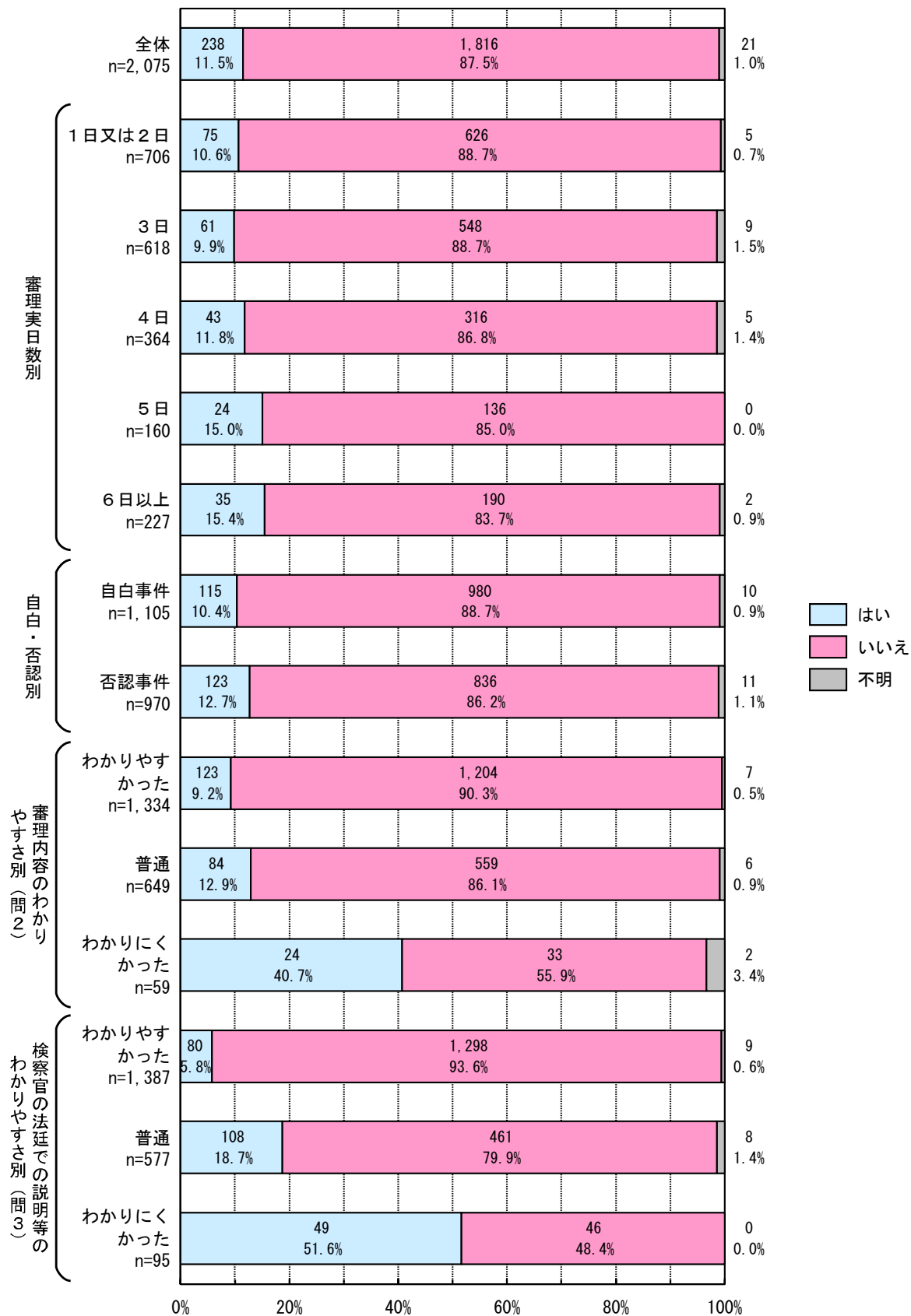
上記5つの評価軸を審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別でみたのが、図 2-2-3-2 から図 2-2-3-6 である。特に審理内容のわかりやすさ及び検察官の法廷での説明等のわかりやすさにおいて「わかりにくかった」と回答した層が他の層よりも上記各印象について「はい」と回答した者の割合が高い。

なお、問4において検察官や弁護人の活動に感じられた問題点等につき、その内容を自由に記載してもらったところ、全2,075名中、969名から回答があった。記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ、検察官の活動に感じられた問題点の中で最も多かったのが「証人や被告人に対する質問の意図・内容がわかりにくかった」とするものであり、以下「立証がわかりにくかった」とするものが続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(190頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

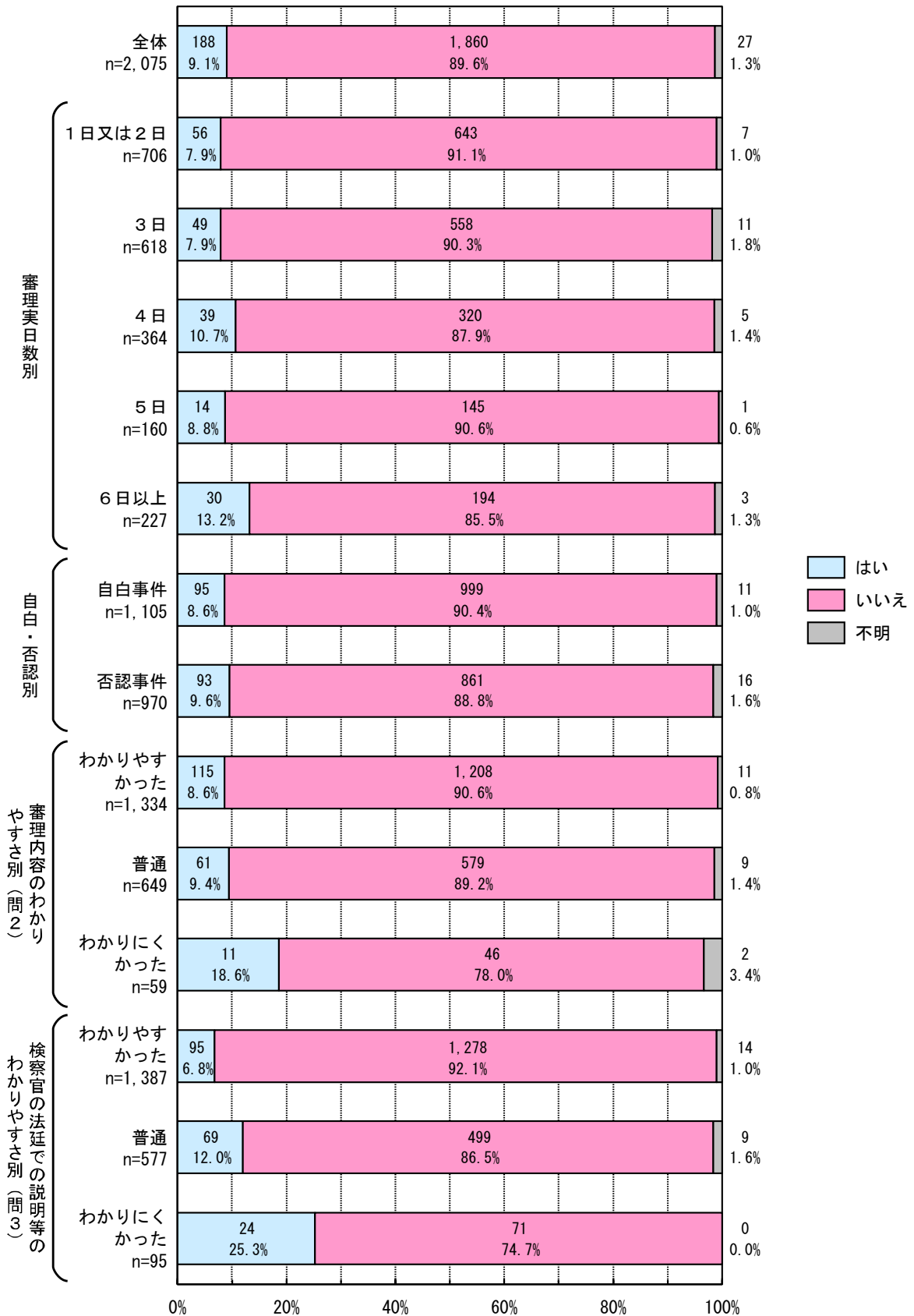
① 検察官の話し方に問題があった（早口、声が聞き取りにくい、言葉が難しかった等）

図 2-2-3-2 検察官の話し方に問題があった
 （早口、声が聞き取りにくい、言葉が難しかった等）
 （審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、
 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別）



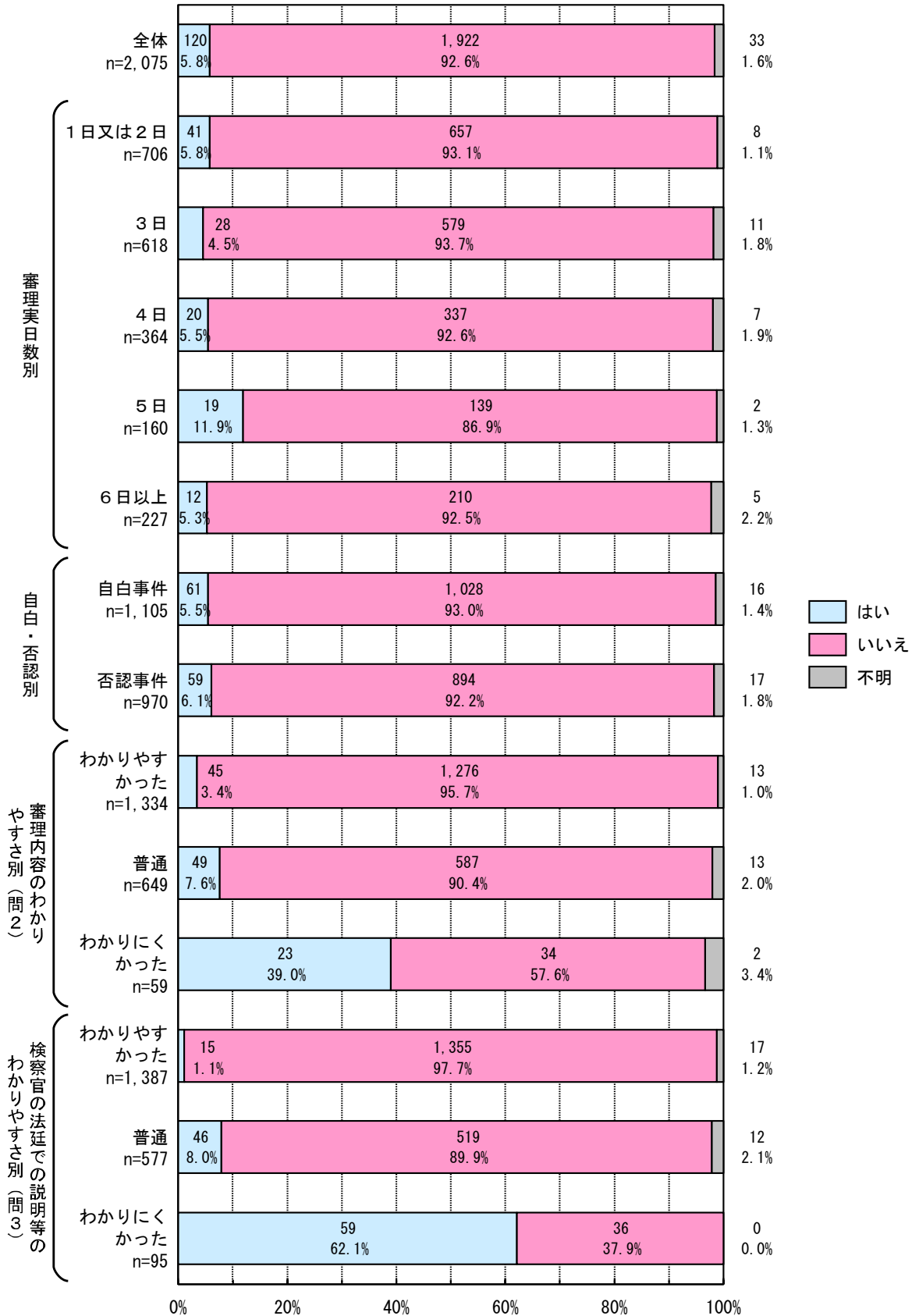
②検察官の説明が詳しすぎた

図 2-2-3-3 検察官の説明が詳しすぎた
 (審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、
 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別)



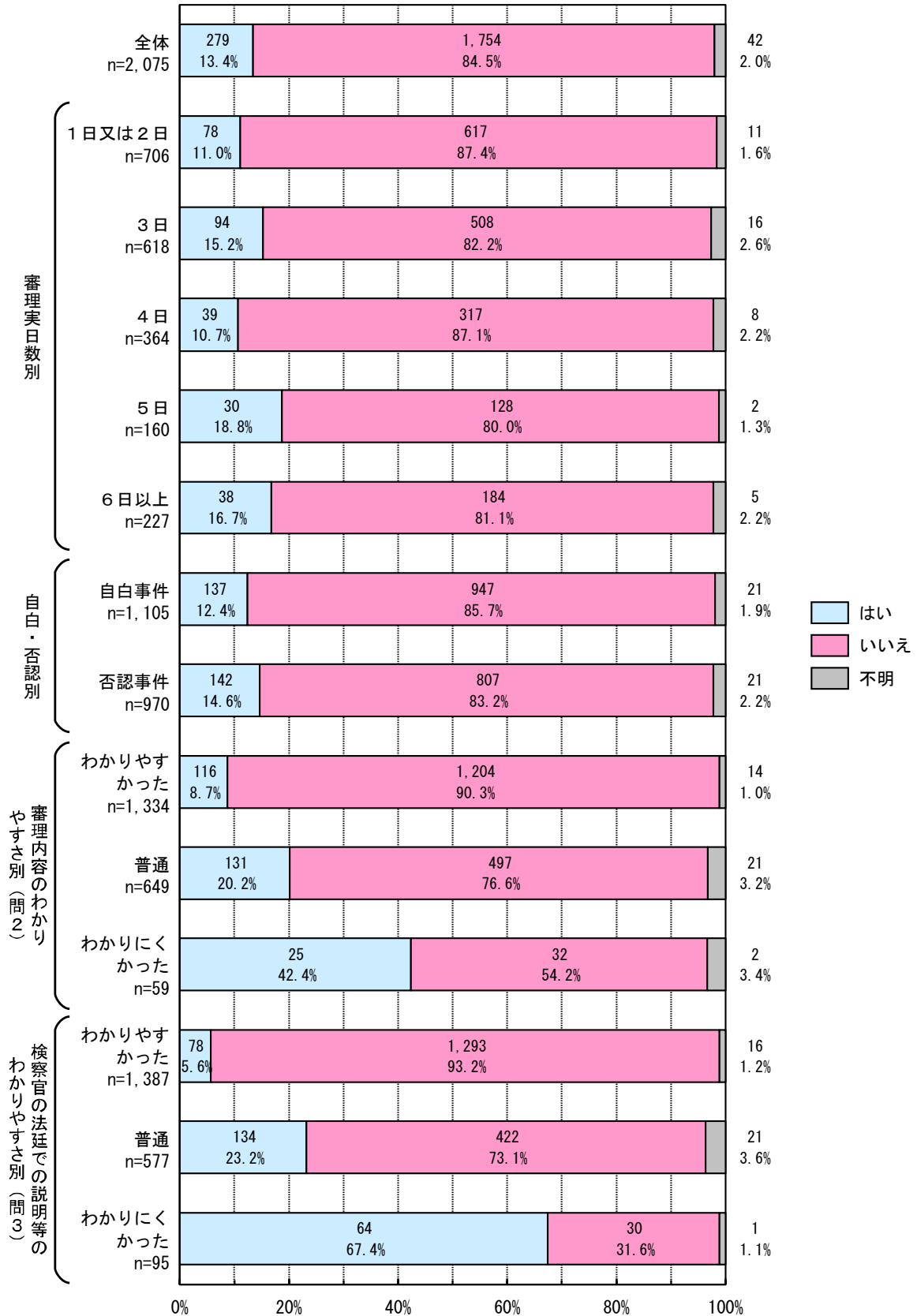
③ 検察官が話す内容がわかりにくかった

図 2-2-3-4 検察官が話す内容がわかりにくかった
 (審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、
 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別)



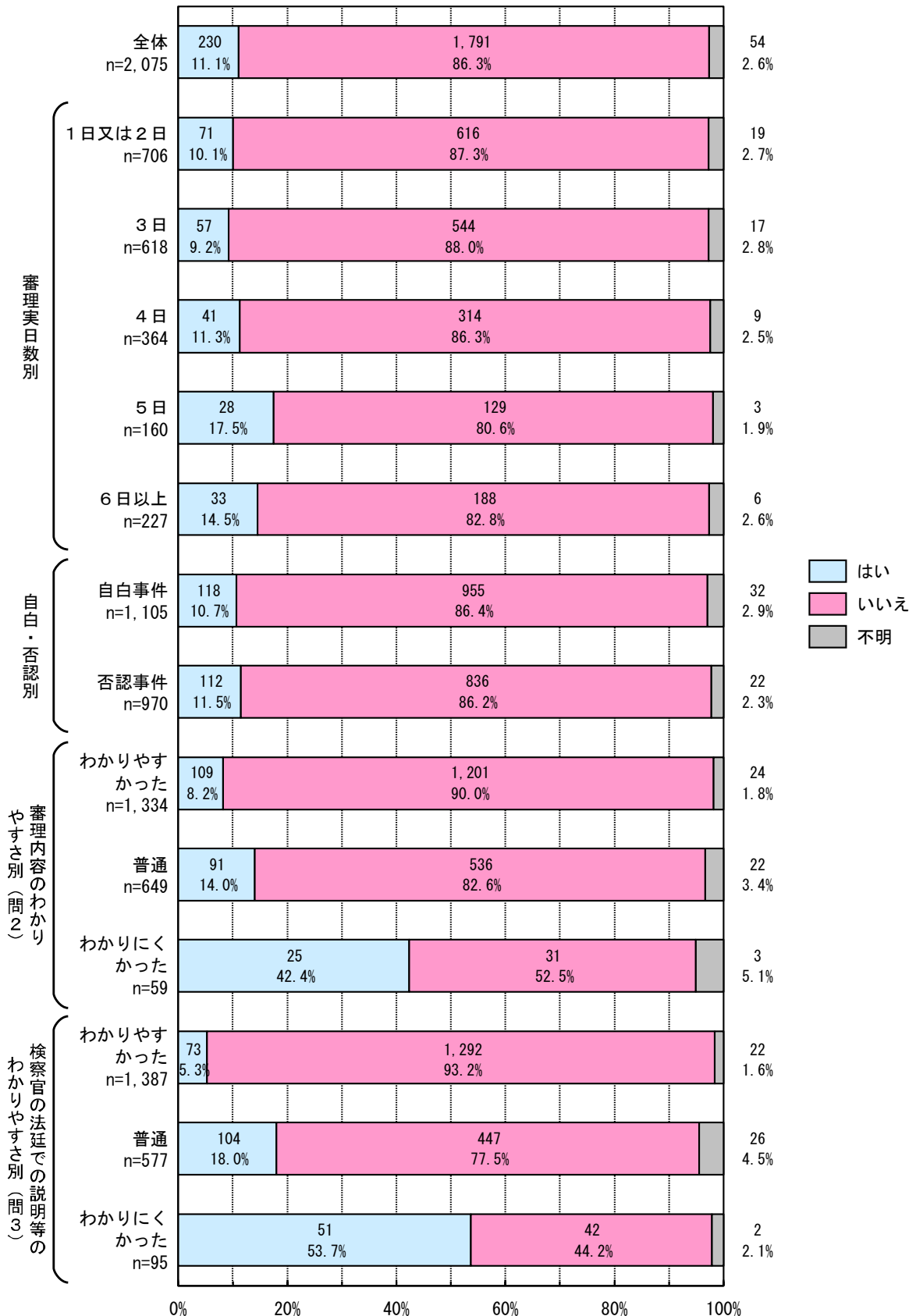
④証人や被告人に対する検察官の質問の意図・内容がわかりにくかった

図 2-2-3-5 証人や被告人に対する検察官の質問の意図・内容がわかりにくかった
 (審理実日数別, 自白・否認別, 審理内容のわかりやすさ別, 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別)



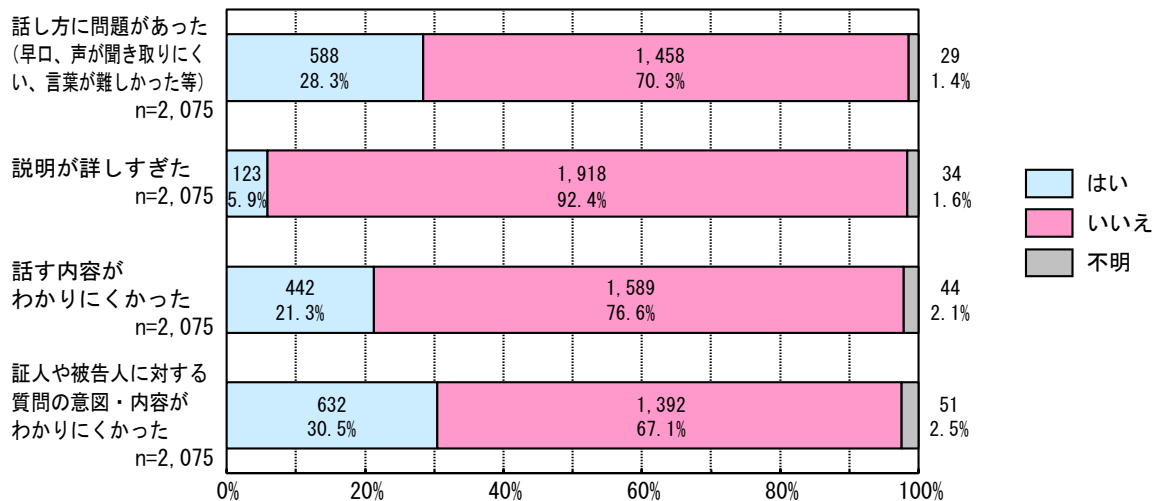
⑤供述調書の朗読がわかりにくかった（長い、単調、その場で理解できない、印象に残らない等）

図 2-2-3-6 供述調書の朗読がわかりにくかった
 （長い、単調、その場で理解できない、印象に残らない等）
 （審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、
 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別）



問4 弁護人の法廷活動に対して感じられた印象について、お答えください。

図 2-2-3-7 弁護人の法廷活動に対して感じられた印象（全体）



弁護人の法廷活動に対して感じられた印象については、「証人や被告人に対する質問の意図・内容がわかりにくかった」(30.5%)、「話し方に問題があった」(28.3%)、「話す内容がわかりにくかった」(21.3%)、「説明が詳しすぎた」(5.9%)の順で高くなっている。

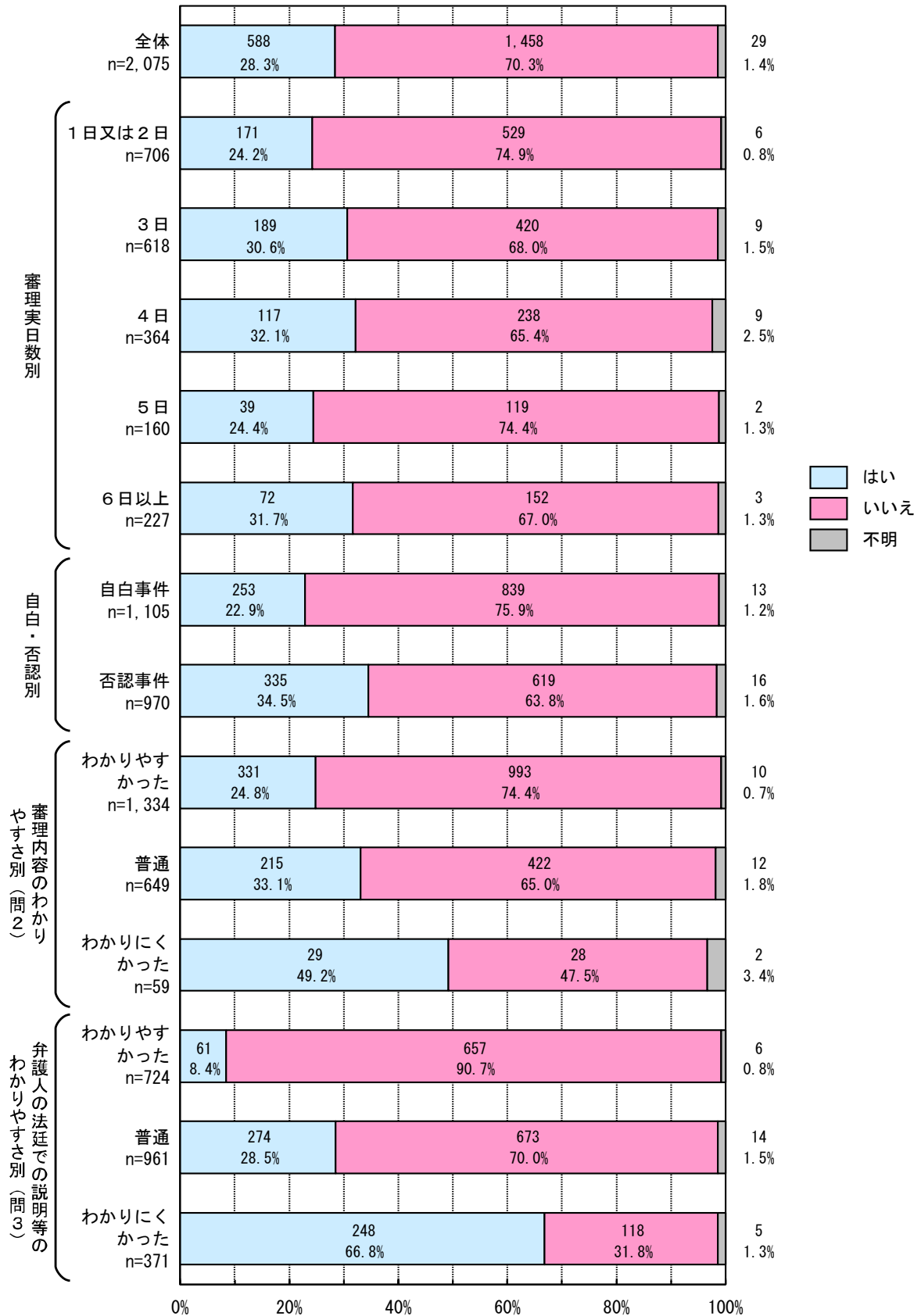
上記4つの評価軸を審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別でみたのが、図 2-2-3-8 から図 2-2-3-11 である。特に審理内容のわかりやすさ及び弁護人の法廷での説明等のわかりやすさにおいて「わかりにくかった」と回答した層が他の層よりも上記各印象について「はい」と回答した者の割合が高い。

なお、前述のとおり、問4において検察官や弁護人の活動に感じられた問題点等につき、その内容を自由に記載してもらったところ、全2,075名中、969名から回答があった。記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ、弁護人の活動に感じられた問題点の中で最も多かったのが「声が聞き取りにくかった」とするものであり、以下「主張がわかりにくかった」とするものが続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(191頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

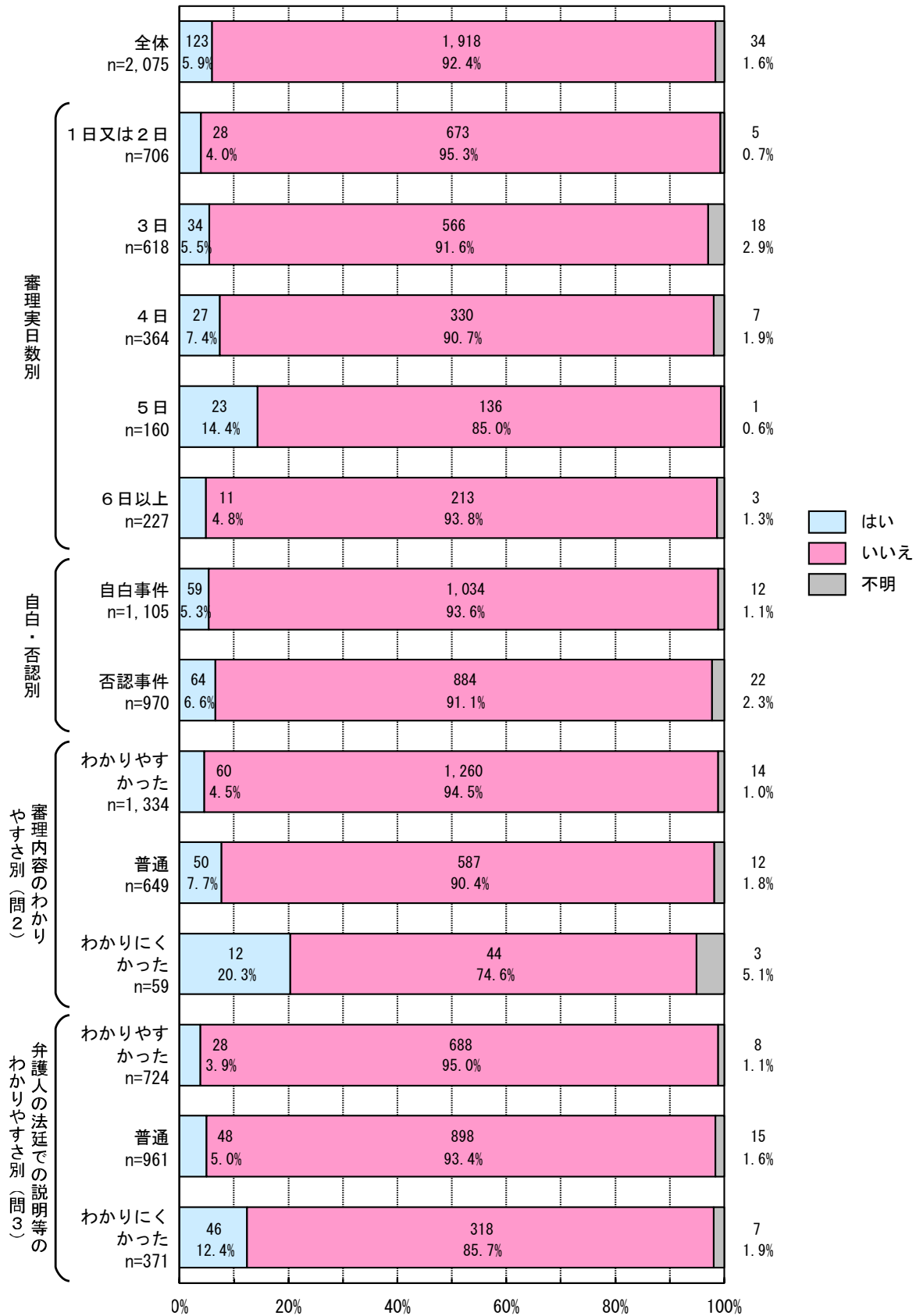
①弁護人の話し方に問題があった（早口、声が聞き取りにくい、言葉が難しかった等）

図 2-2-3-8 弁護人の話し方に問題があった
 （早口、声が聞き取りにくい、言葉が難しかった等）
 （審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、
 弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別）



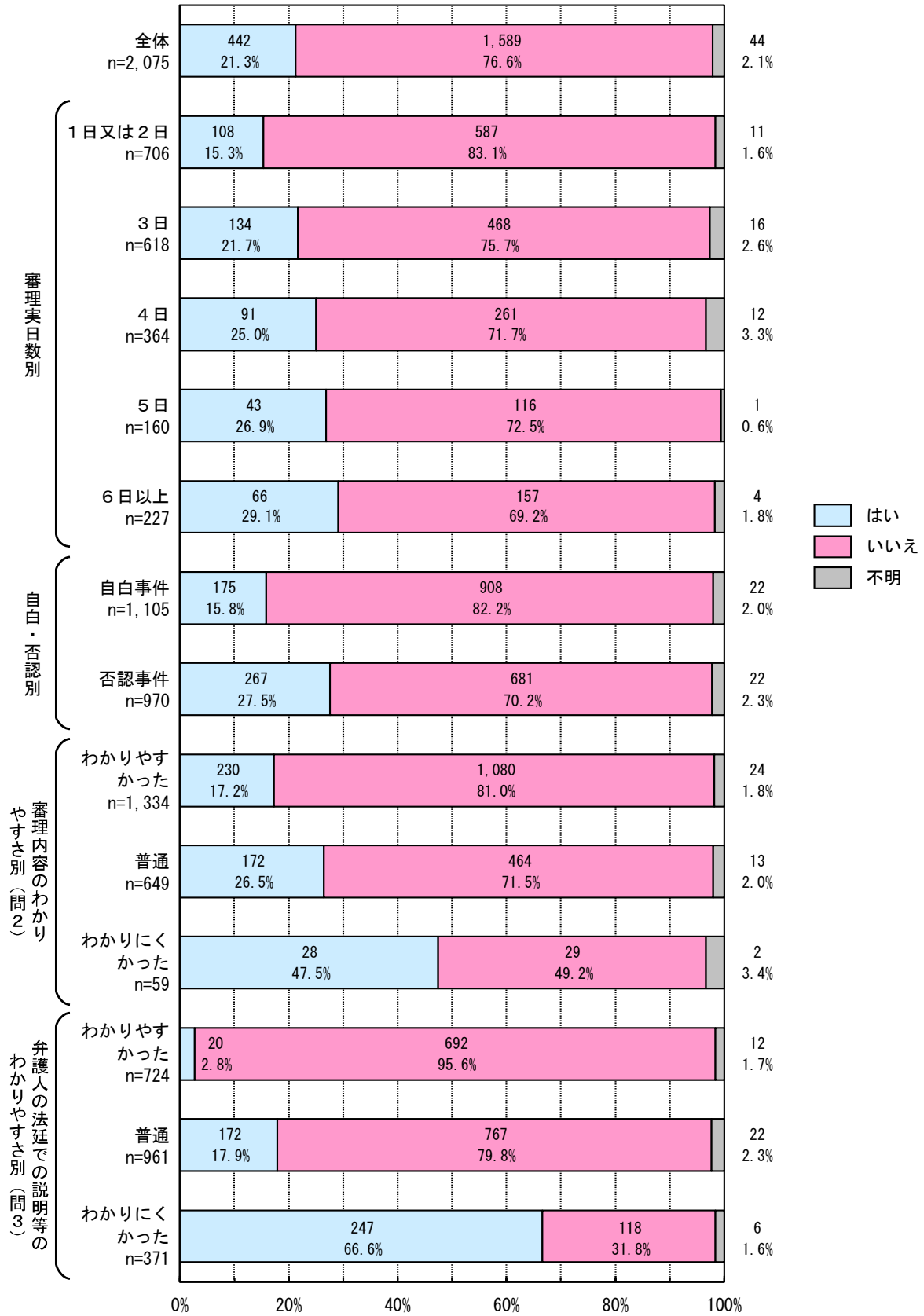
②弁護人の説明が詳しすぎた

図 2-2-3-9 弁護人の説明が詳しすぎた
 (審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、
 弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別)



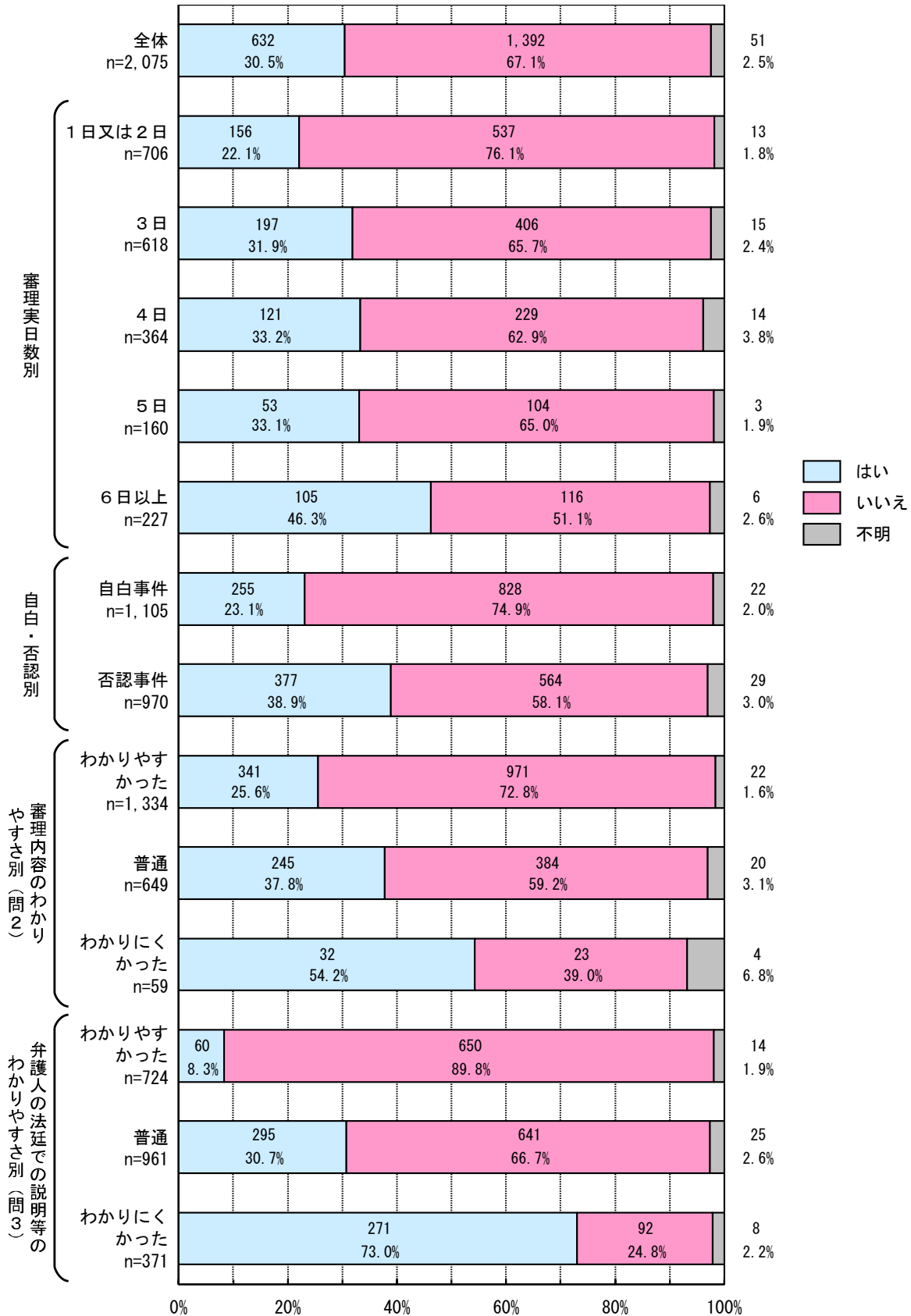
③弁護人が話す内容がわかりにくかった

図 2-2-3-10 弁護人が話す内容がわかりにくかった
(審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、
弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別)



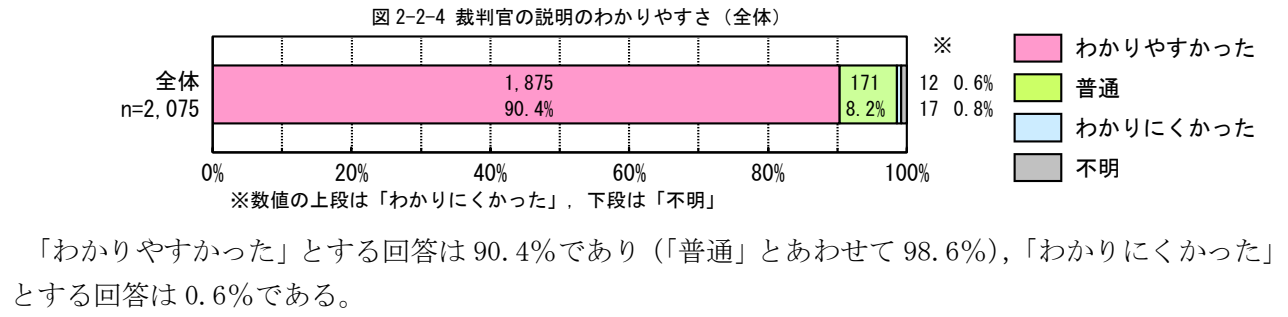
④証人や被告人に対する弁護人の質問の意図・内容がわかりにくかった

図 2-2-3-11 証人や被告人に対する弁護人の質問の意図・内容がわかりにくかった
 (審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、
 弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別)



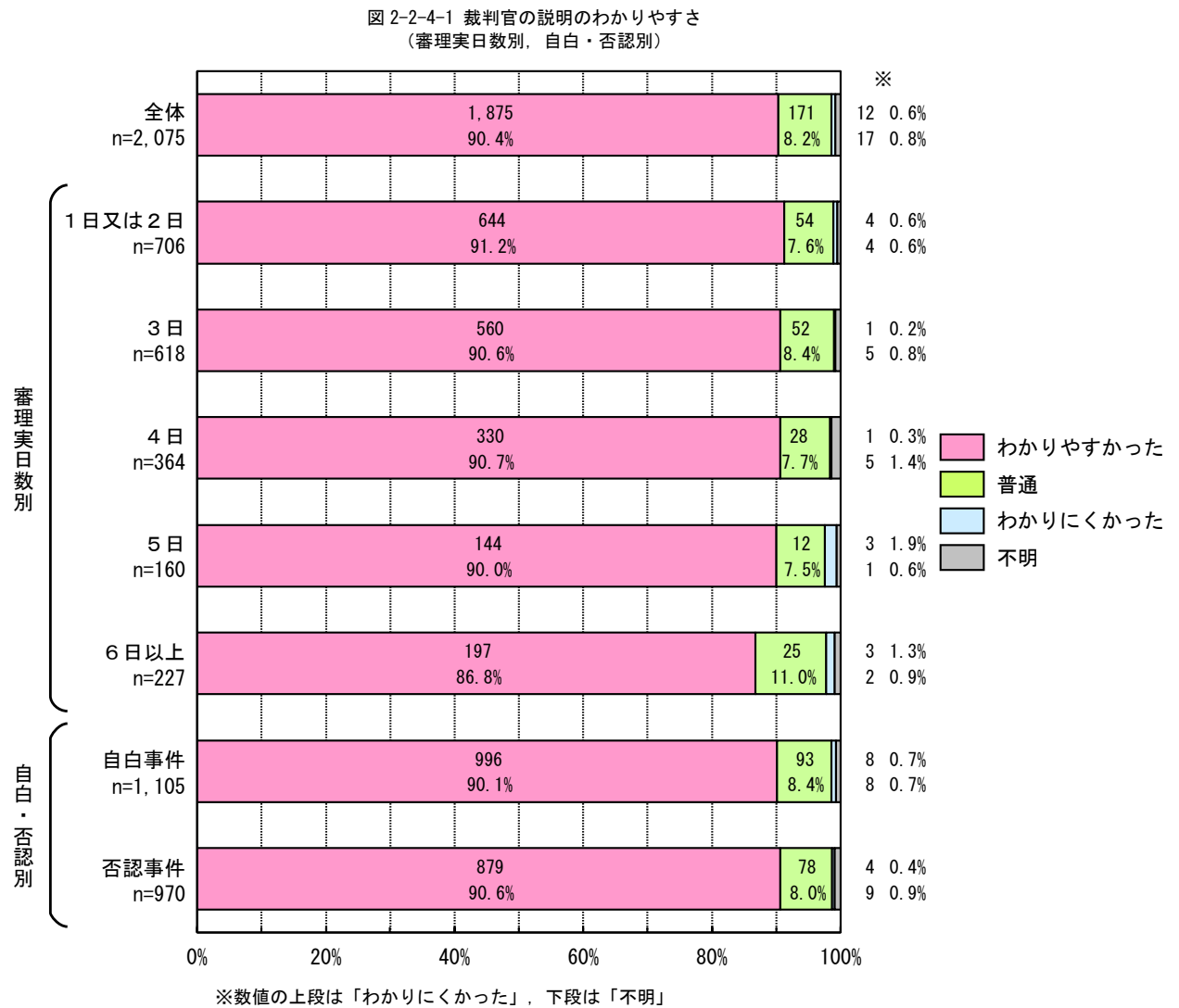
(iv) 裁判官の説明のわかりやすさ

問5 裁判官の説明はわかりやすかったですか。



『裁判官の説明のわかりやすさ』を審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図 2-2-4-1 である。

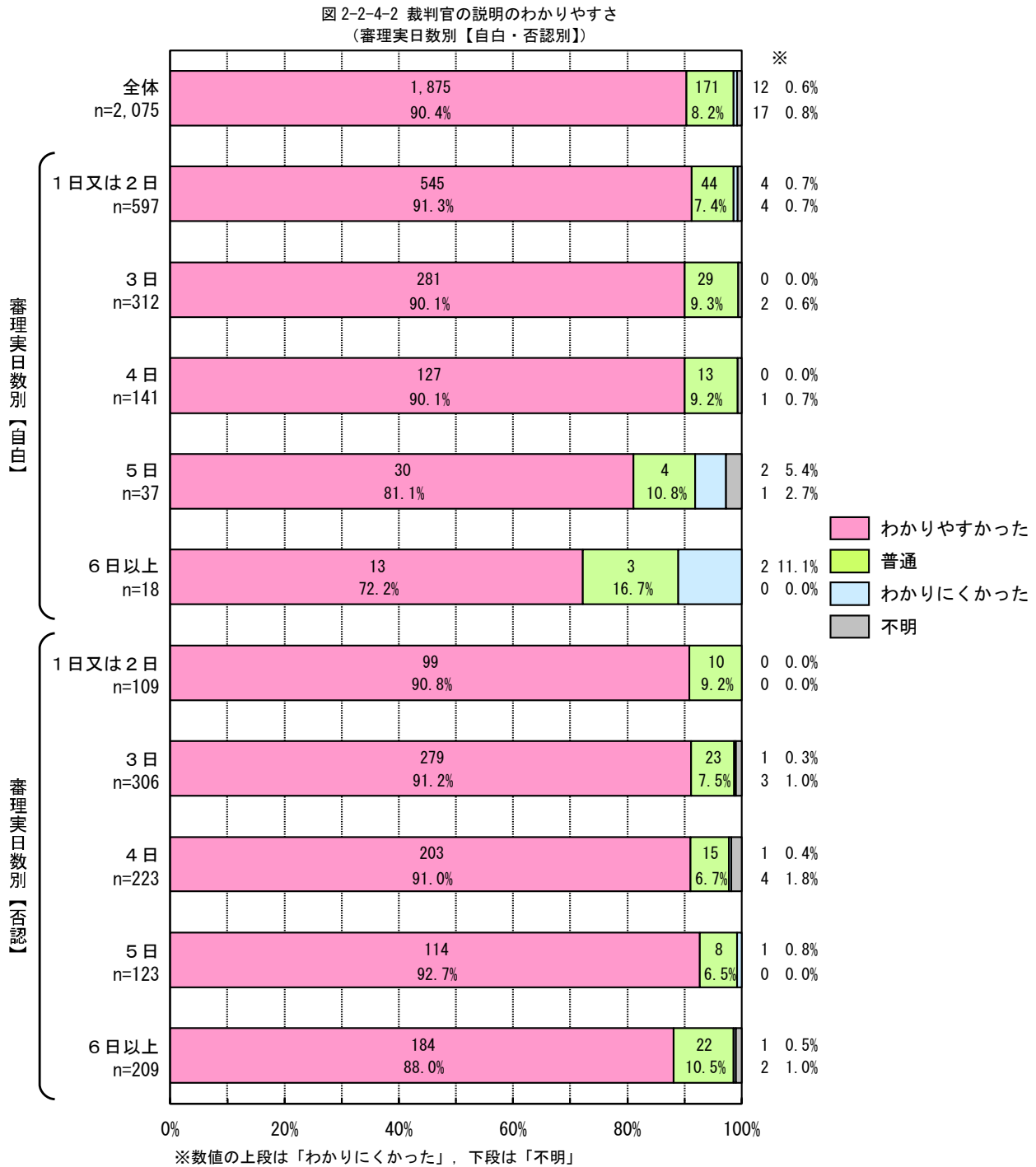
「わかりやすかった」と回答した割合については、審理実日数の長短や自白・否認の差による顕著な違いはみてとれない。



『裁判官の説明のわかりやすさ』について、審理実日数別をさらに自白・否認別で区分したのが、図2-2-4-2である。

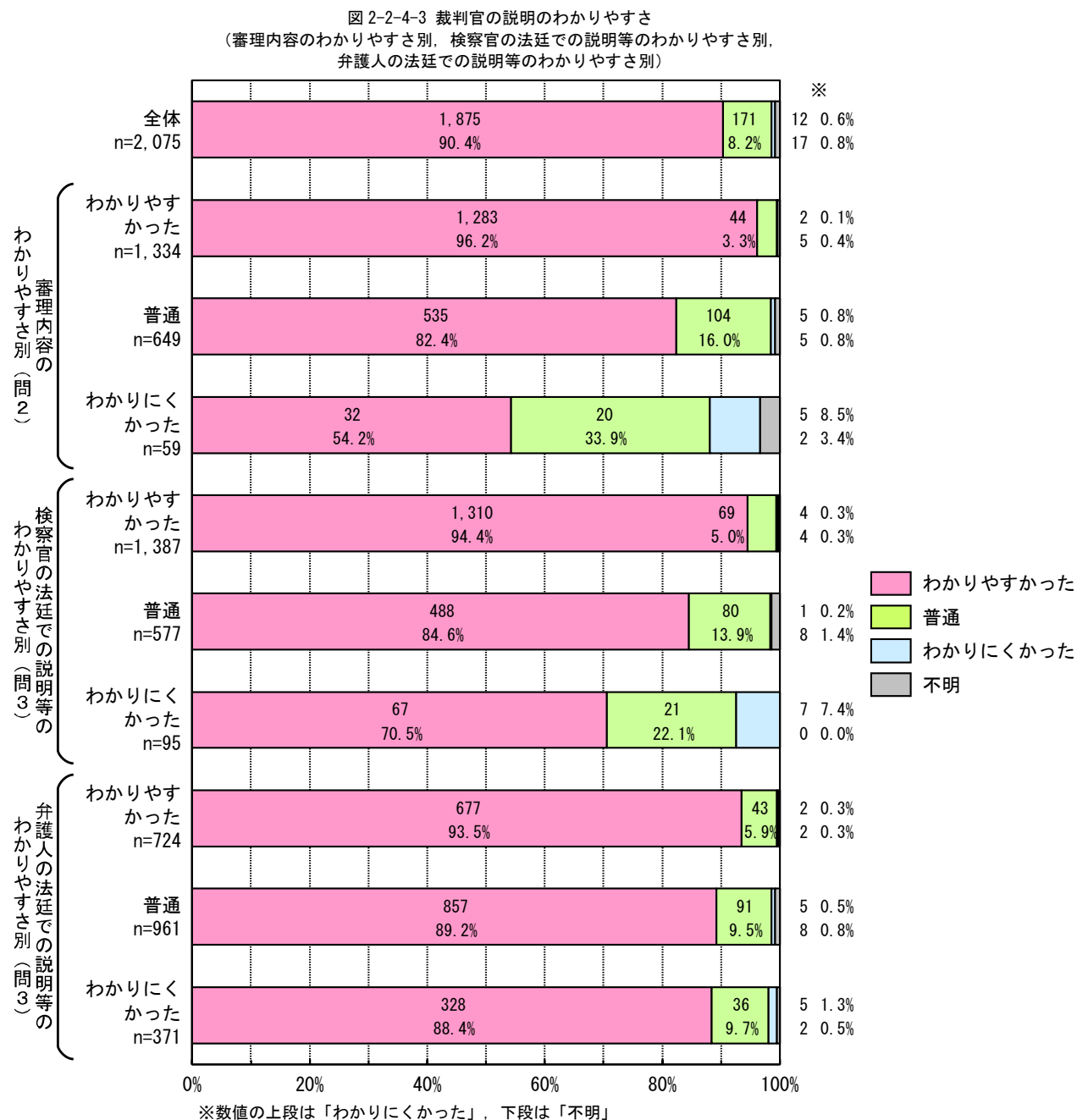
自白事件では審理実日数が5日、6日以上の場合において「わかりやすかった」と回答した割合が低くなっている。

否認事件では「わかりやすかった」と回答した者の割合については、審理実日数の長短による顕著な違いはみてとれない。



『裁判官の説明のわかりやすさ』について、審理内容のわかりやすさ別、検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別、弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別で区分したのが、図 2-2-4-3 である。

いずれの区分でも「わかりやすかった」と回答した層が他の層よりも裁判官の説明が「わかりやすかった」と回答した者の割合が高い。

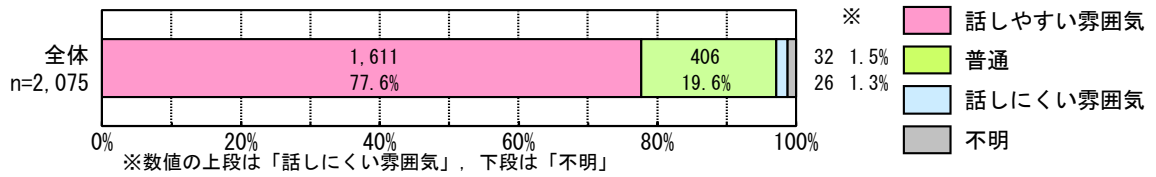


(3) 評議について

(i) 評議における話しやすさ

問6 評議は話しやすい雰囲気でしたか。

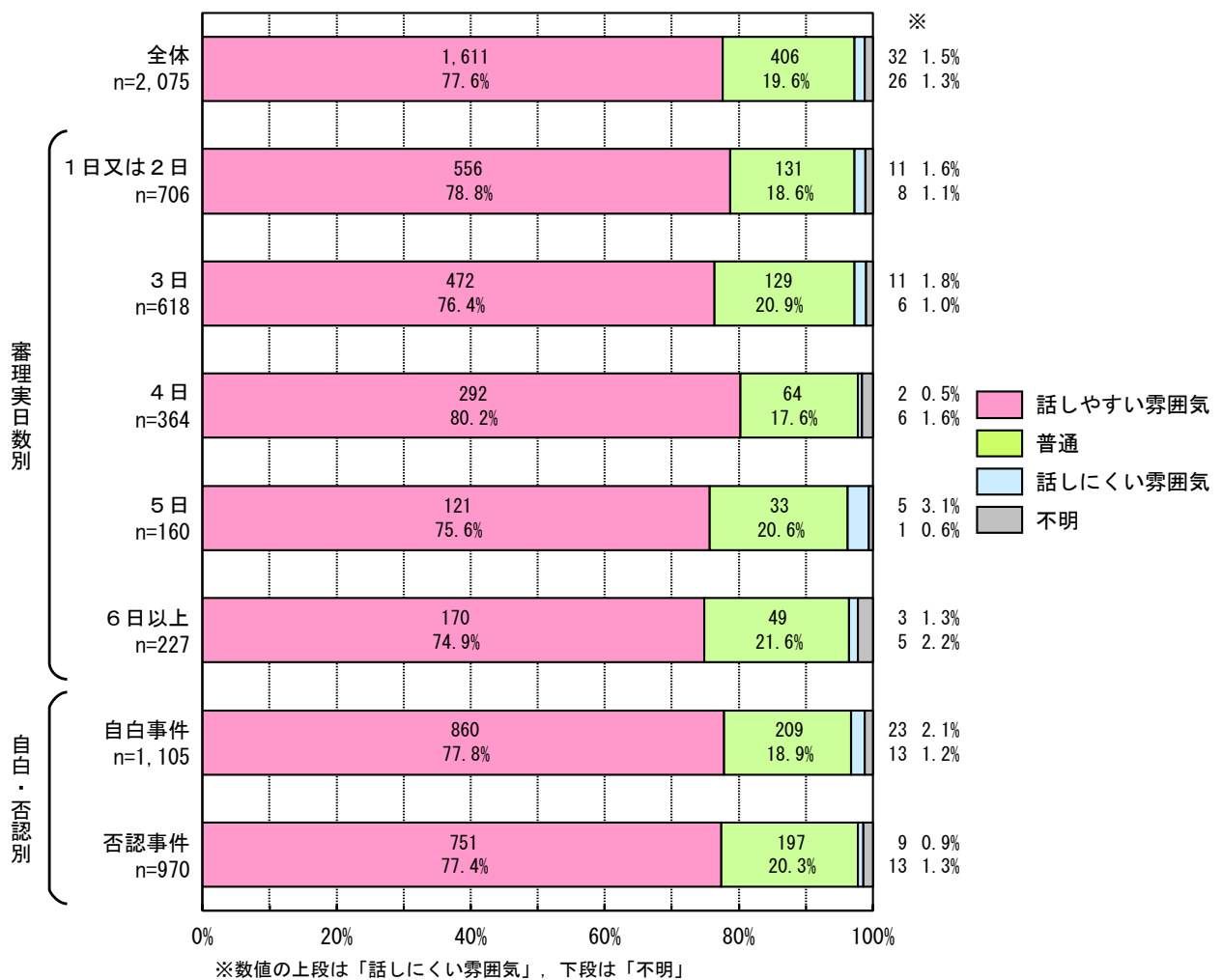
図 2-3-1 評議における話しやすさ (全体)



「話しやすい雰囲気であった」との回答が 77.6%（「普通」とあわせて 97.2%）であるのに対し、「話しにくい雰囲気であった」との回答は 1.5%である。

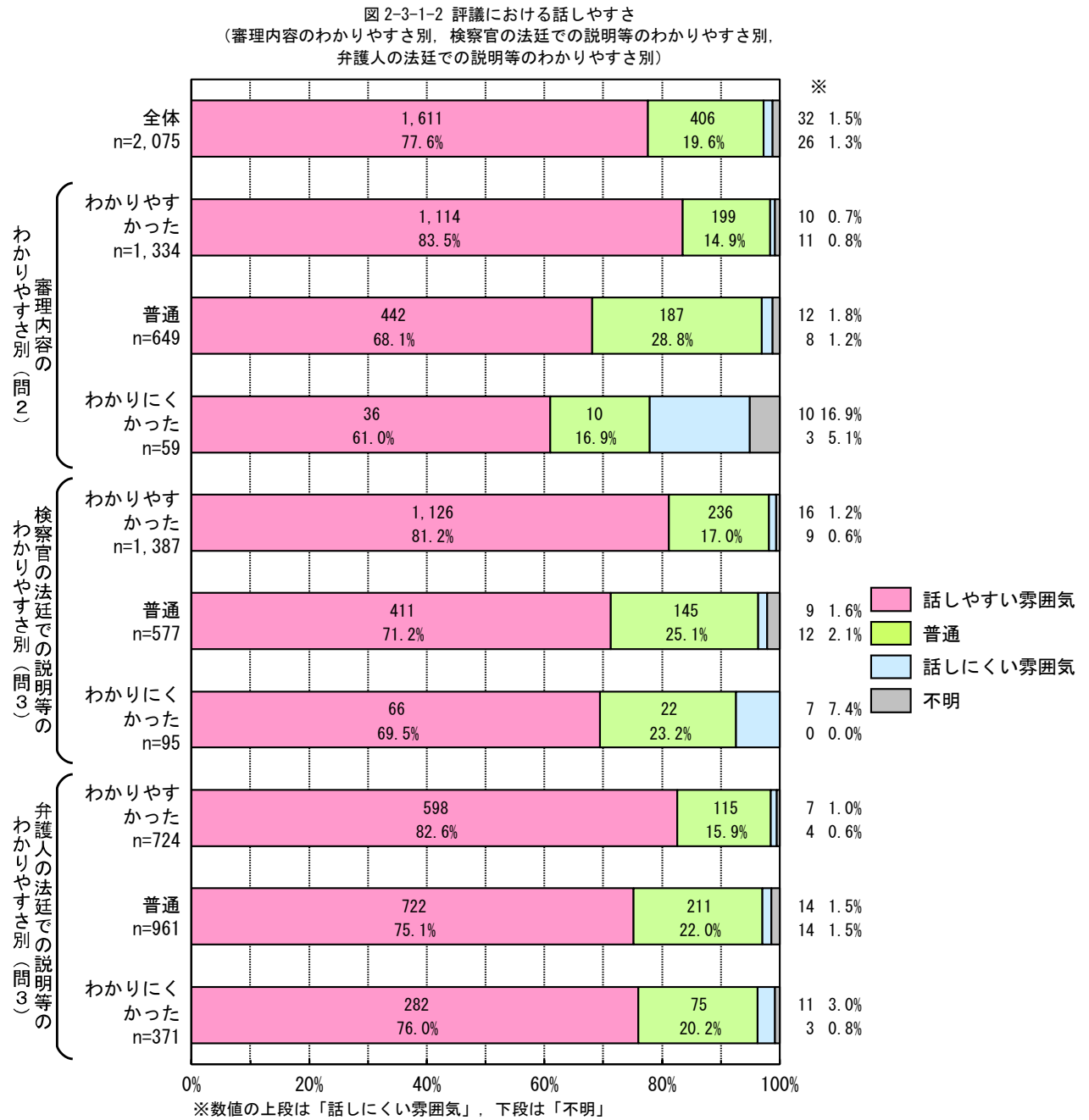
『評議における話しやすさ』を審理実日数別, 自白・否認別でみたのが, 図 2-3-1-1 である。審理実日数別, 自白・否認別いずれも各回答の割合に大きな差はみられない。

図 2-3-1-1 評議における話しやすさ (審理実日数別, 自白・否認別)



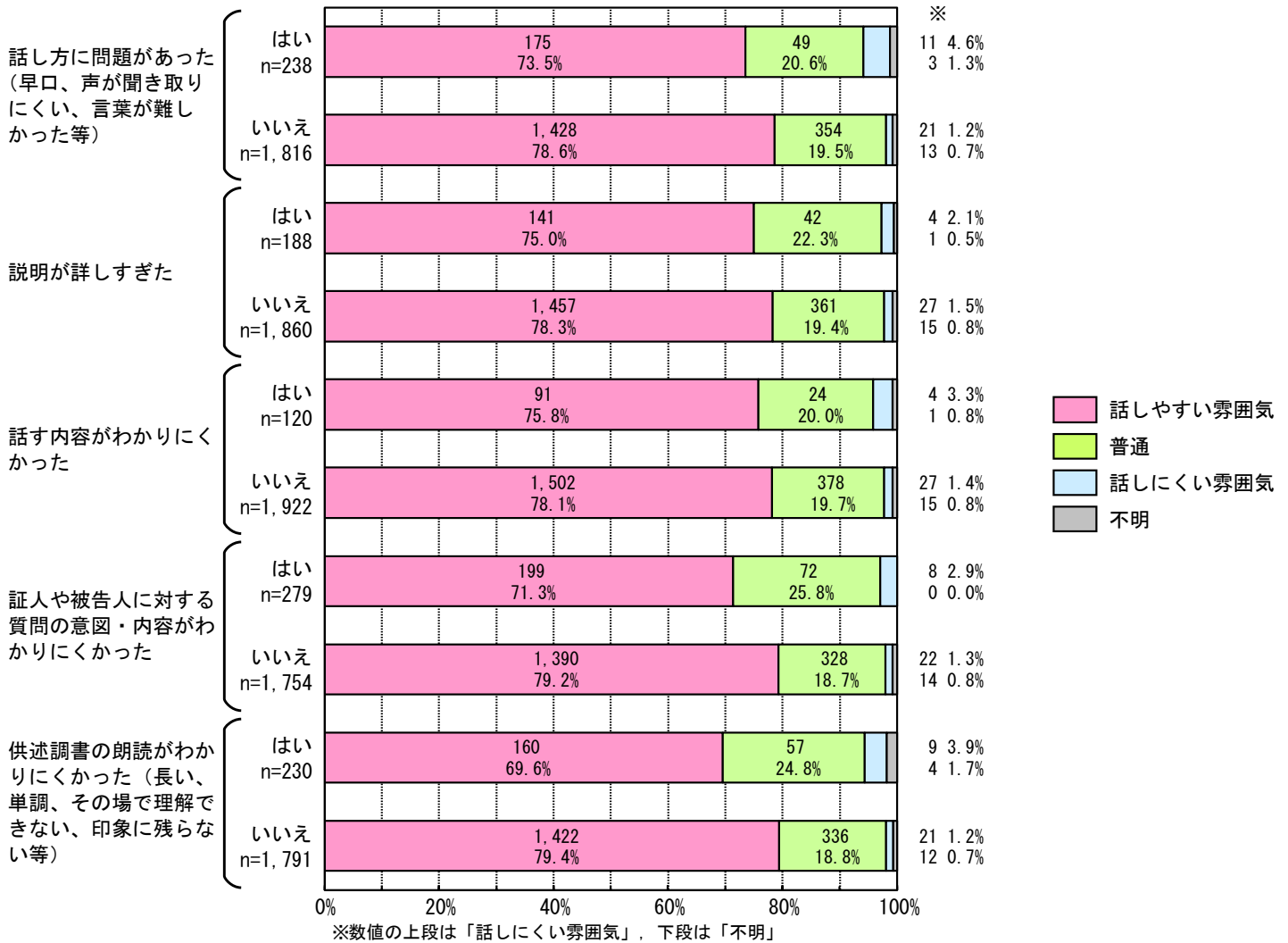
『評議における話しやすさ』を審理内容のわかりやすさ別、検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別、弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別でみたのが、図 2-3-1-2 である。

いずれの区分でも「わかりやすかった」と答えた層で「話しやすい雰囲気であった」とする回答の割合が 81%以上となっている。

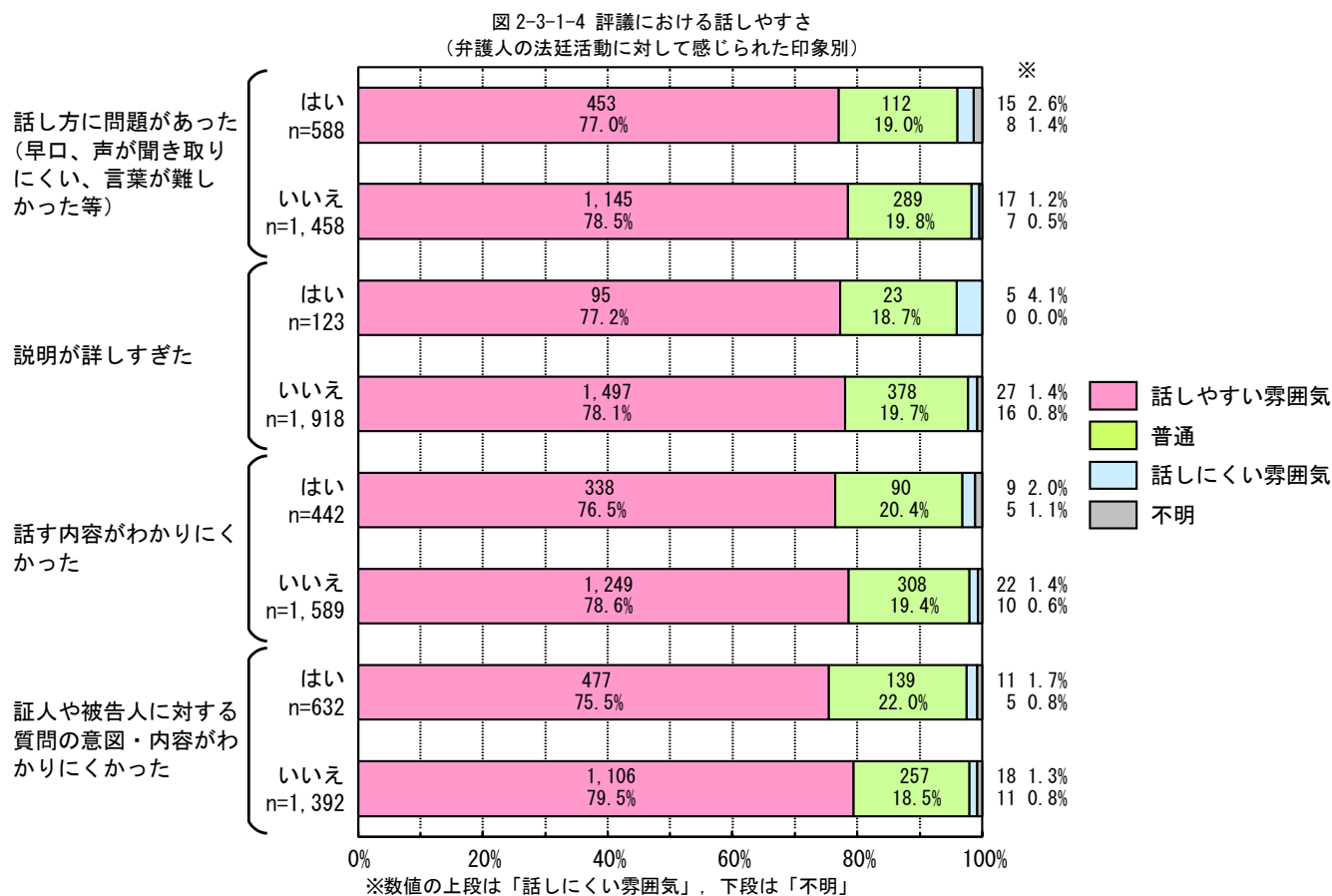


『評議における話しやすさ』を検察官の法廷活動に対して感じられた印象別でみたのが、図2-3-1-3である。いずれの印象においても「いいえ」と回答した層の方が「話しやすい雰囲気だった」と回答する傾向がみられる。

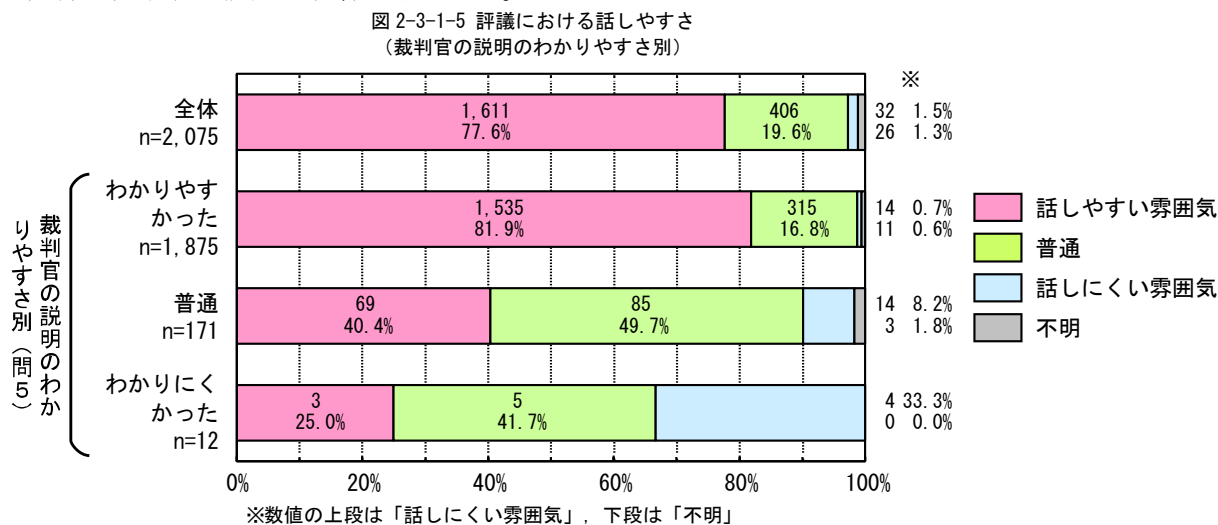
図2-3-1-3 評議における話しやすさ
(検察官の法廷活動に対して感じられた印象別)



『評議における話しやすさ』を弁護人の法廷活動に対して感じられた印象別でみたのが、図2-3-1-4である。「話しやすい雰囲気であった」とする回答の割合がいずれも75%を上回っており、弁護人の法廷活動に対する印象による差はみられない。



『評議における話しやすさ』を裁判官の説明のわかりやすさ別にみたのが、図2-3-1-5である。裁判官の説明のわかりやすさに対する評価が低下するにつれ、「話しやすい雰囲気だった」とする回答の割合が低下する傾向が顕著にみられる。



(ii) 評議の進め方(裁判官の進行, 裁判官の説明, 評議の時間, 休憩の取り方など)についての意見や感想など(問7)

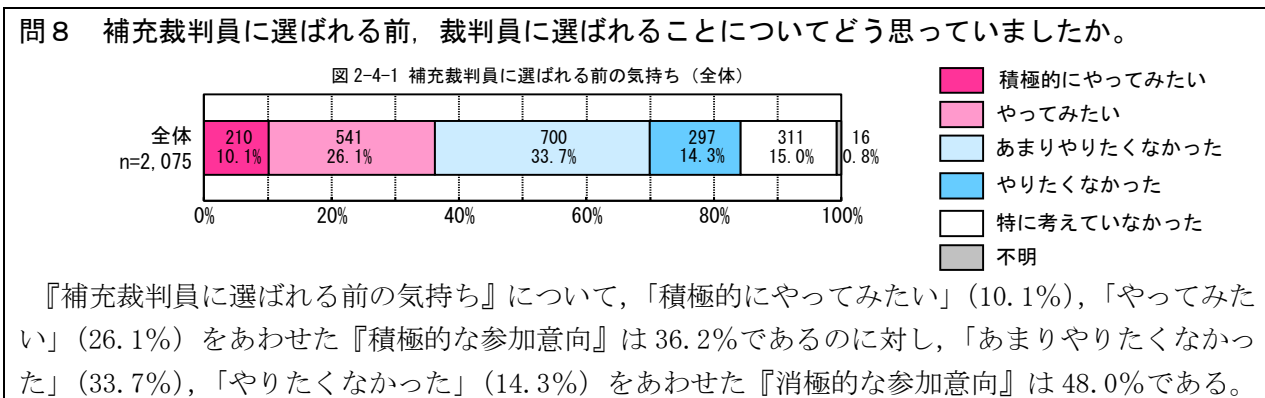
評議の進め方について, 気づいた点を自由に記載してもらったところ, 全2,075名中, 1,347名から回答があった。

記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ, 「進行が適切だった」などとするものが最も多く, 「応対が適切であった」などとするものがこれに続いている。

具体的な記載については, 資料編の自由記載分類・整理表(193頁)に主な記載例を掲載したので, そちらを参照されたい。

(4) 補充裁判員を務めた感想等について

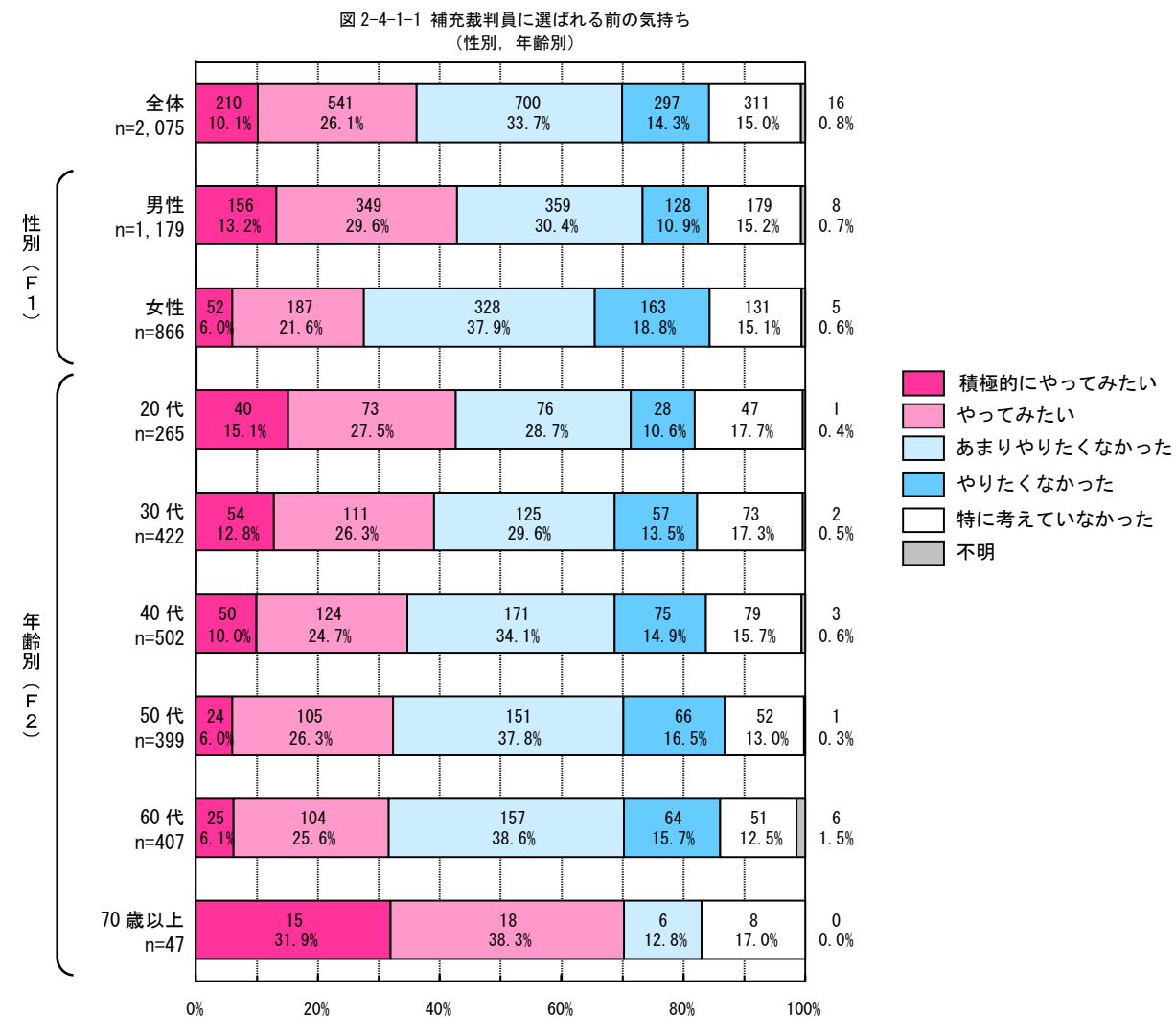
(i) 補充裁判員に選ばれる前の気持ち



『補充裁判員に選ばれる前の気持ち』を性別、年齢別でみたのが、図 2-4-1-1 である。

性別でみると、男性のほうが『積極的な参加意向』(42.8%)が高く、女性のほうが『消極的な参加意向』(56.7%)が高い。

年齢別でみると、若年層ほど『積極的な参加意向』が高く、60代までは年齢が高くなるにしたがって低くなっている。なお、70歳以上の『積極的な参加意向』が突出しているが、70歳以上は、定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。

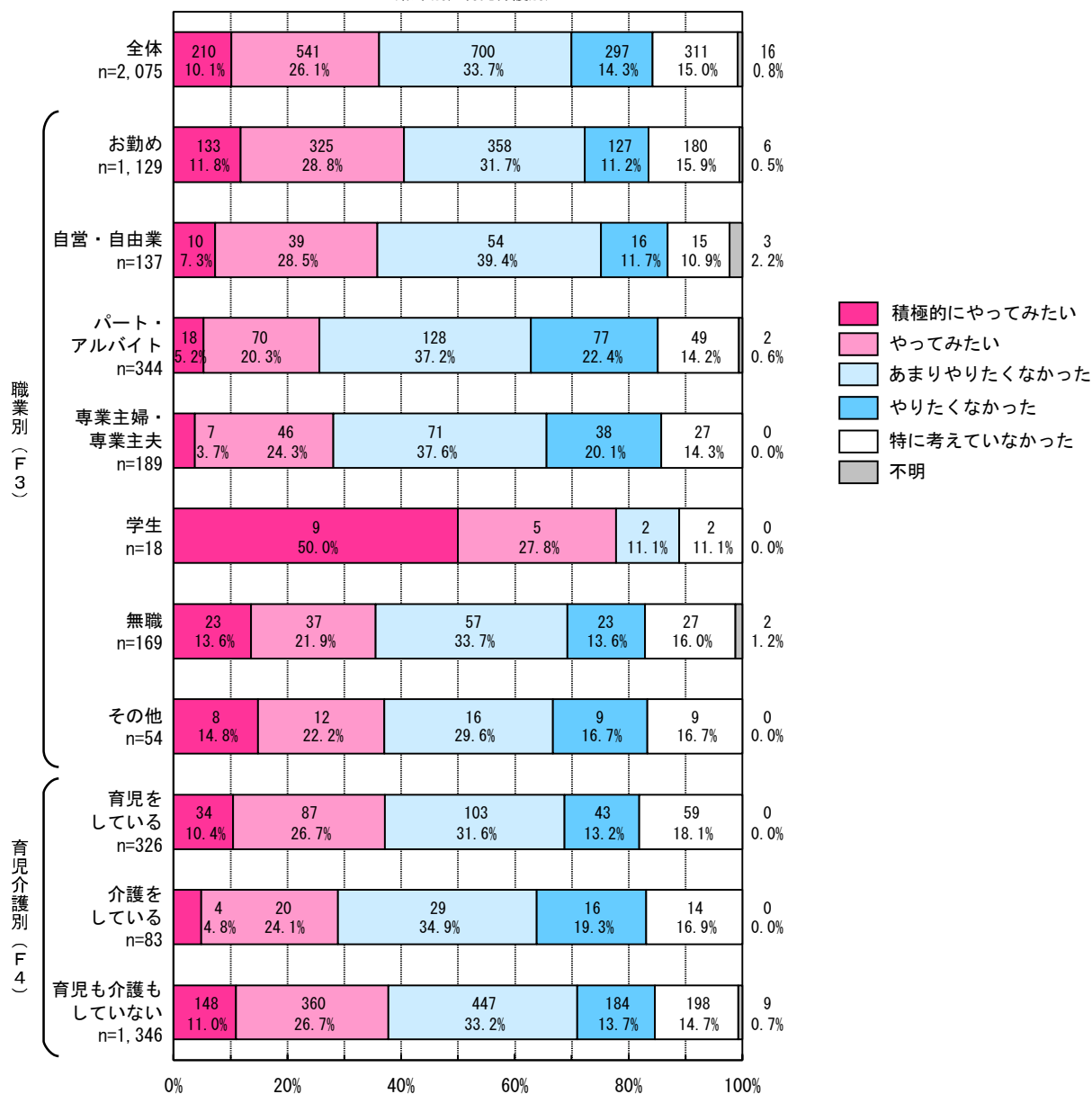


『補充裁判員に選ばれる前の気持ち』を職業別、育児介護別でみたのが、図 2-4-1-2 である。

職業別でみると、学生の層の 77.8%が『積極的な参加意向』を示しているが、学生は、事前に定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。以下、お勤めの層 (40.6%)、自営・自由業の層 (35.8%)、無職の層 (35.5%)、専業主婦・専業主夫の層 (28.0%)、パート・アルバイトの層 (25.5%) の順で『積極的な参加意向』は高くなっている。

育児介護別では、介護をしている層で『積極的な参加意向』が 28.9%と最も低くなっている。

図 2-4-1-2 補充裁判員に選ばれる前の気持ち
(職業別、育児介護別)

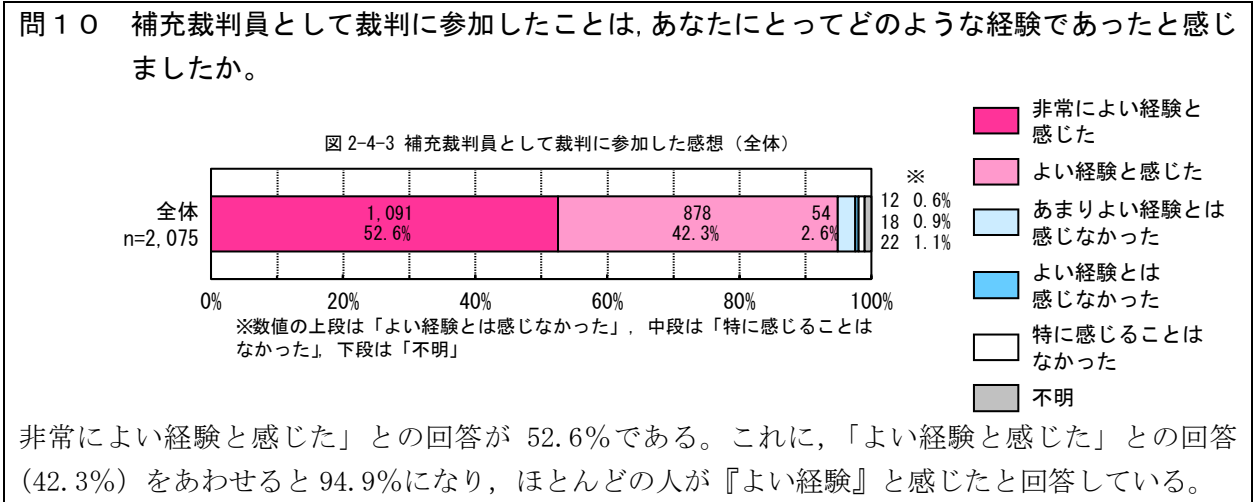


(ii) 問 8 で答えた理由 (問 9)

『補充裁判員に選ばれる前の気持ち』(問 8) の理由を自由に記載してもらったところ (問 9)、全 2,075 名中、1,912 名から回答があった。

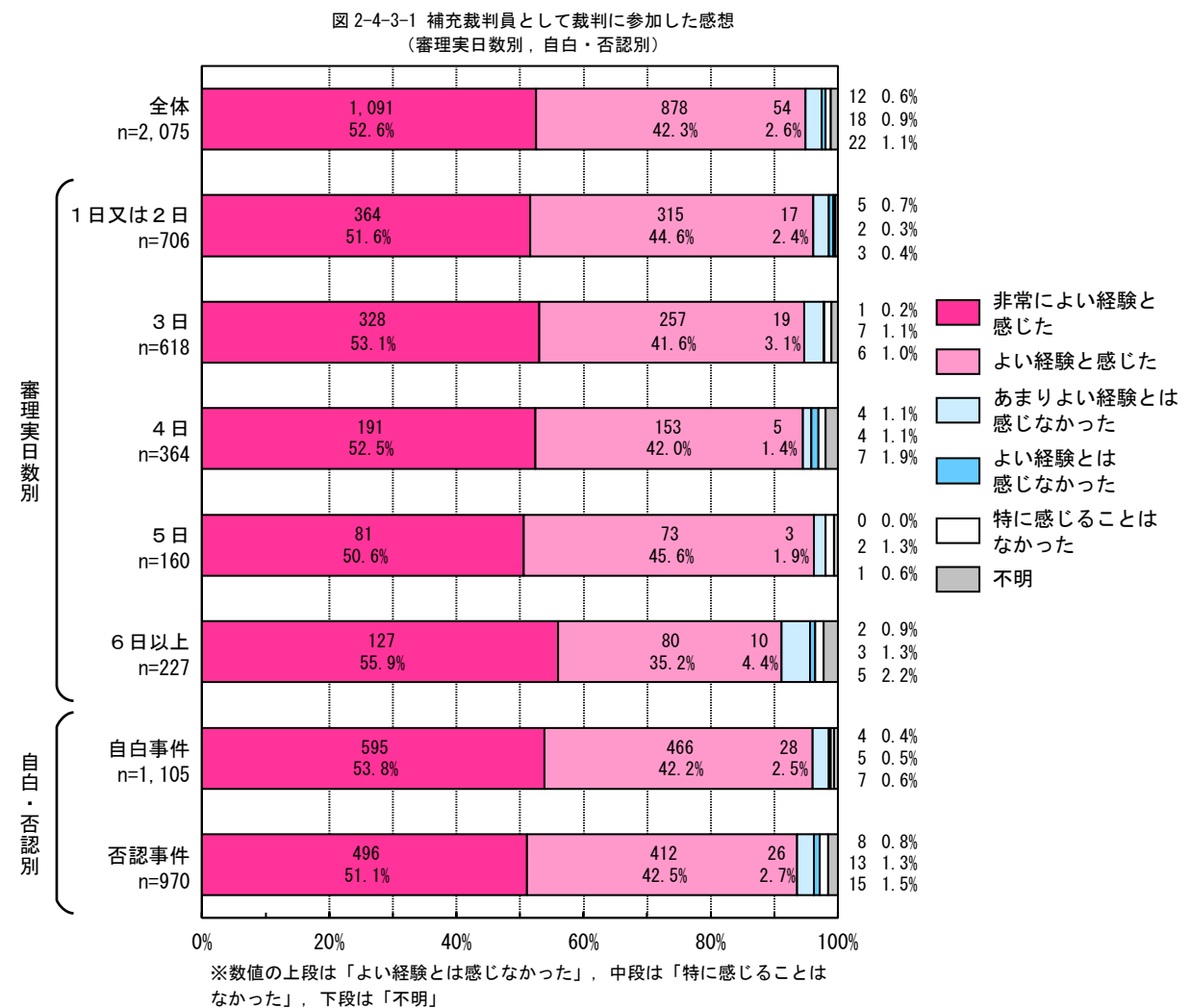
記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ、裁判員に選任されることに対し、『積極的な参加意向』を示した理由として、「貴重な経験である、関心があった」などとするものが最も多く、逆に、『消極的な参加意向』を示した理由として「社会生活上(育児介護、仕事など)の支障」を挙げるものが最も多い。具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表 (195 頁) に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(iii) 補充裁判員として裁判に参加した感想



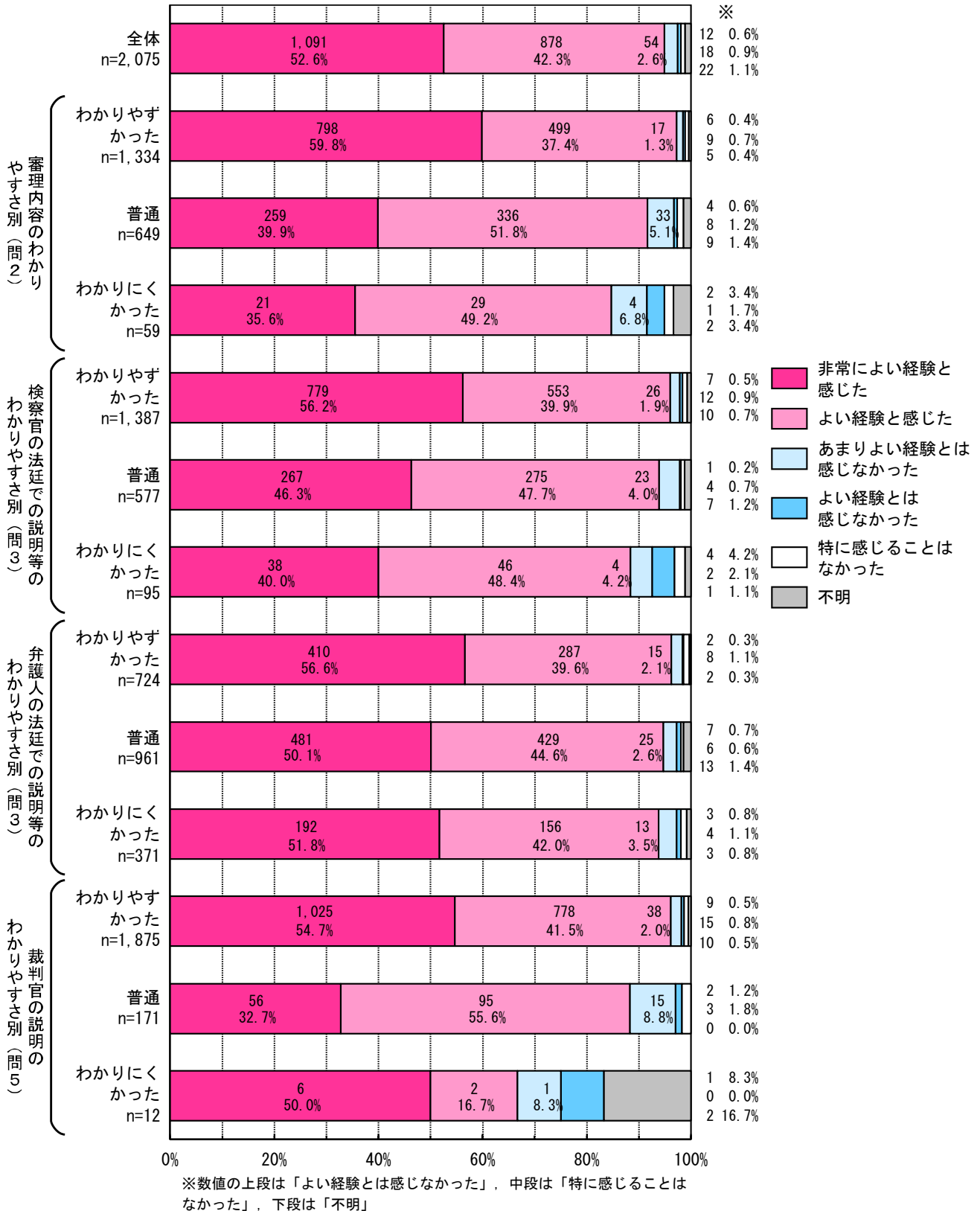
『補充裁判員として裁判に参加した感想』を審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図 2-4-3-1 である。

審理実日数別、自白・否認別いずれも各回答の割合に大きな差はみられない。



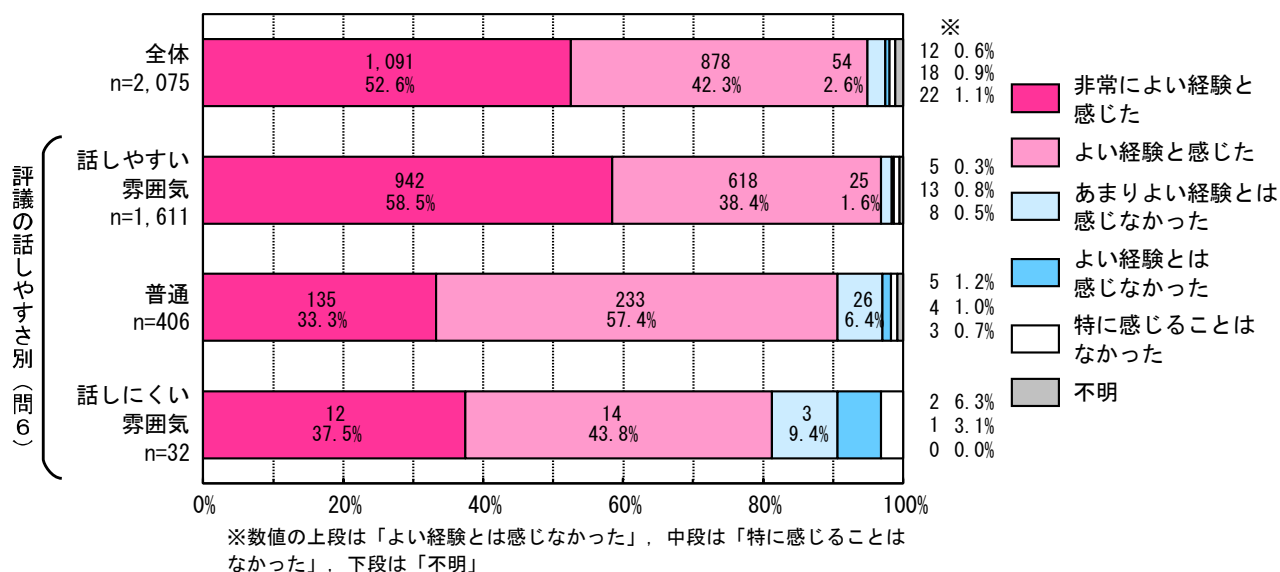
『補充裁判員として裁判に参加した感想』を審理内容のわかりやすさ別、検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別、弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別、裁判官の説明のわかりやすさ別でみたのが、図2-4-3-2である。いずれの区分でも「わかりやすかった」と回答した層が他の層よりも「非常に良い経験と感じた」と回答した者の割合が高い。

図2-4-3-2 補充裁判員として裁判に参加した感想
 (審理内容のわかりやすさ別、検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別、
 弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別、裁判官の説明のわかりやすさ別)



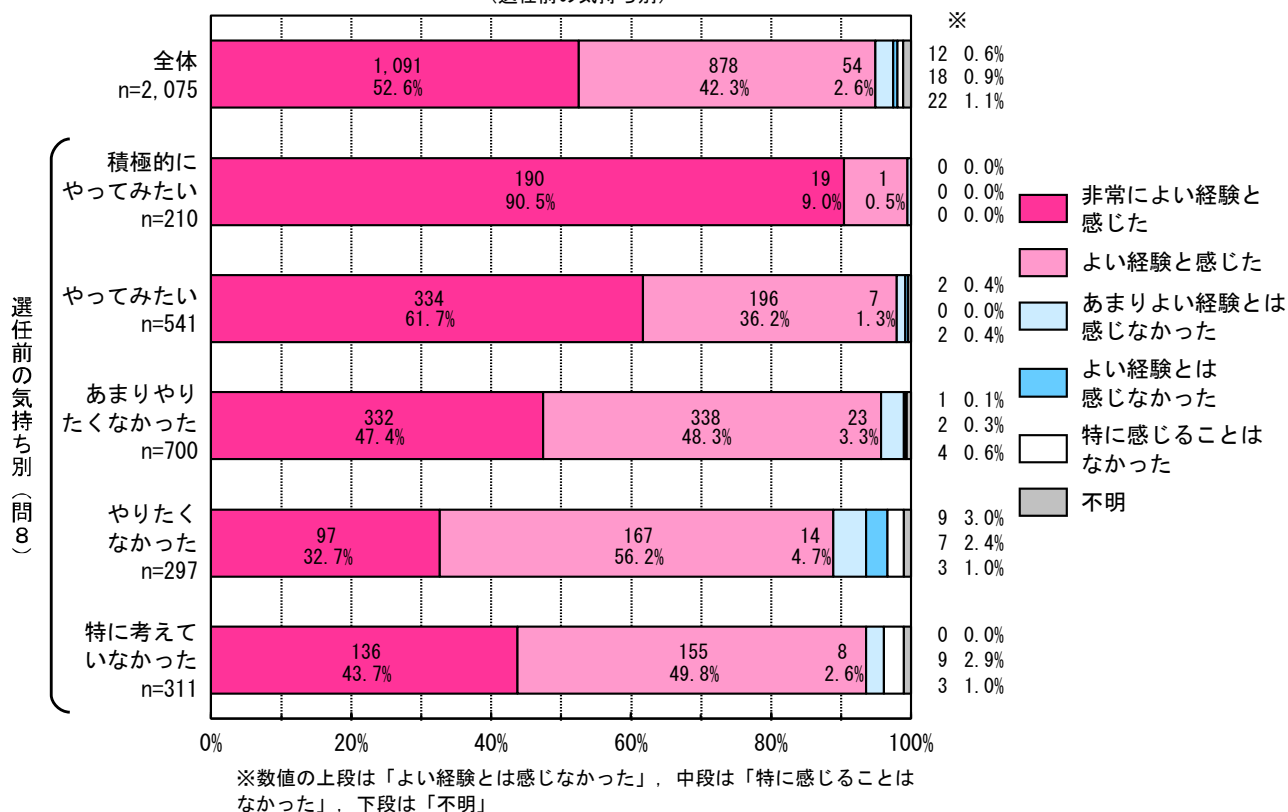
『補充裁判員として裁判に参加した感想』を評議の話しやすさ別でみたのが、図 2-4-3-3 である。「話しやすい雰囲気であった」と答えた層では、「非常によい経験と感じた」と回答した者の割合が 58.5%と、他の層よりも高くなっている。

図 2-4-3-3 補充裁判員として裁判に参加した感想
(評議の話しやすさ別)



『補充裁判員として裁判に参加した感想』を選任前の気持ち別でみたのが、図 2-4-3-4 である。選任前の参加意向が積極的な層ほど、「非常によい経験と感じた」と回答した者の割合が高くなっている。また、選任前に「やりたくなかった」と回答した層であっても、選任後は 88.9%が『よい経験』と感じたと回答している。

図 2-4-3-4 補充裁判員として裁判に参加した感想
(選任前の気持ち別)



ア 補充裁判員として裁判に参加し、「よい経験」と感じた理由（問11-1）

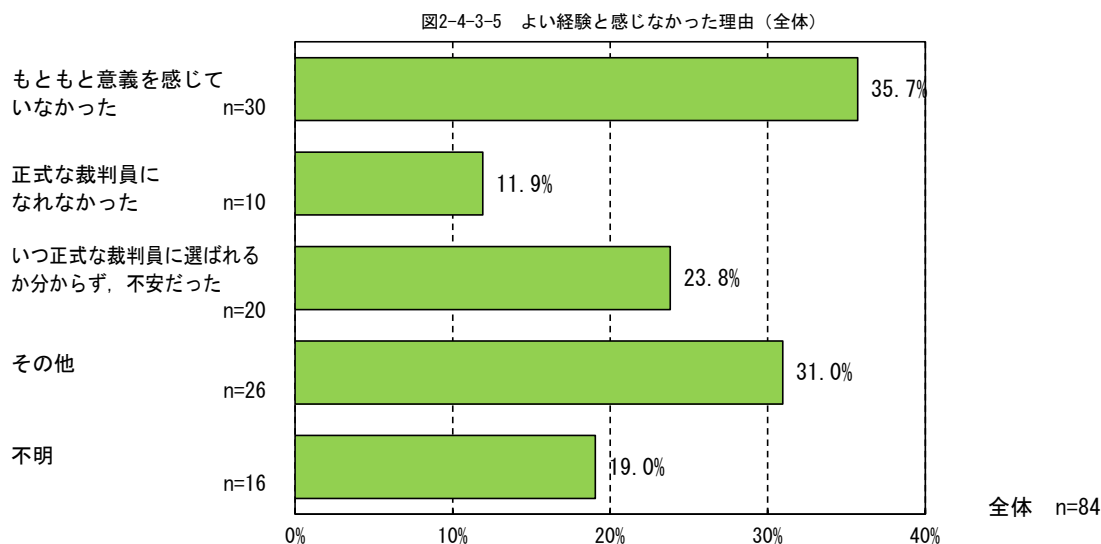
『補充裁判員として裁判に参加した感想』（問10）について「非常によい経験と感じた」「よい経験と感じた」と回答した1,969名にその理由を自由に記載してもらったところ、1,876名から回答があった。

記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ、「裁判や裁判所のことになった、身近になった」とするものが最も多く、「普段出来ない貴重な経験をした、やりがいがあった」とするものがこれに続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表（197頁）に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

イ 補充裁判員として裁判に参加し、「よい経験」と感じなかった理由

問11-2（問10で「あまりよい経験とは感じなかった」「よい経験とは感じなかった」「特に感じることはなかった」と答えた方に）その理由を次の中から、いくつでも選んでください。（M. A.）



補充裁判員として裁判に参加した感想で、「あまりよい経験とは感じなかった」「よい経験とは感じなかった」「特に感じることはなかった」と回答した84名にその理由を尋ねた。

「もともと裁判に参加することに意義を感じていなかったから」が35.7%、「正式な裁判員になることができなかったから」が11.9%、「いつ正式な裁判員に選ばれるかわからず、不安だったから」が23.8%であった。

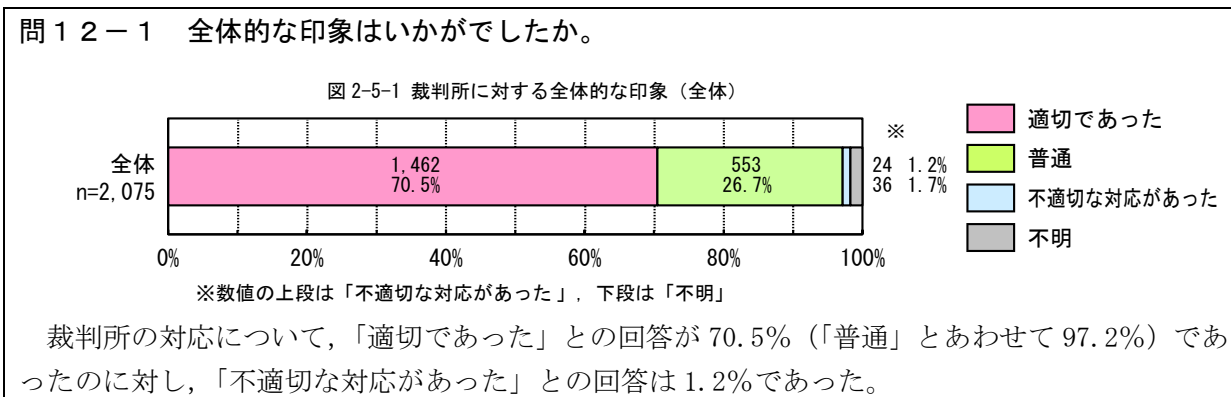
『補充裁判員に選任された後の感想』（問10）について「あまりよい経験とは感じなかった」「よい経験とは感じなかった」「特に感じることはなかった」とした理由について（問11-2）で「その他」を選択した26名にその理由を自由に記載してもらったところ、25名から回答があった。

記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ、「補充裁判員だから自由に発言できない」ことなどを理由とするものが最も多かった。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表（199頁）に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

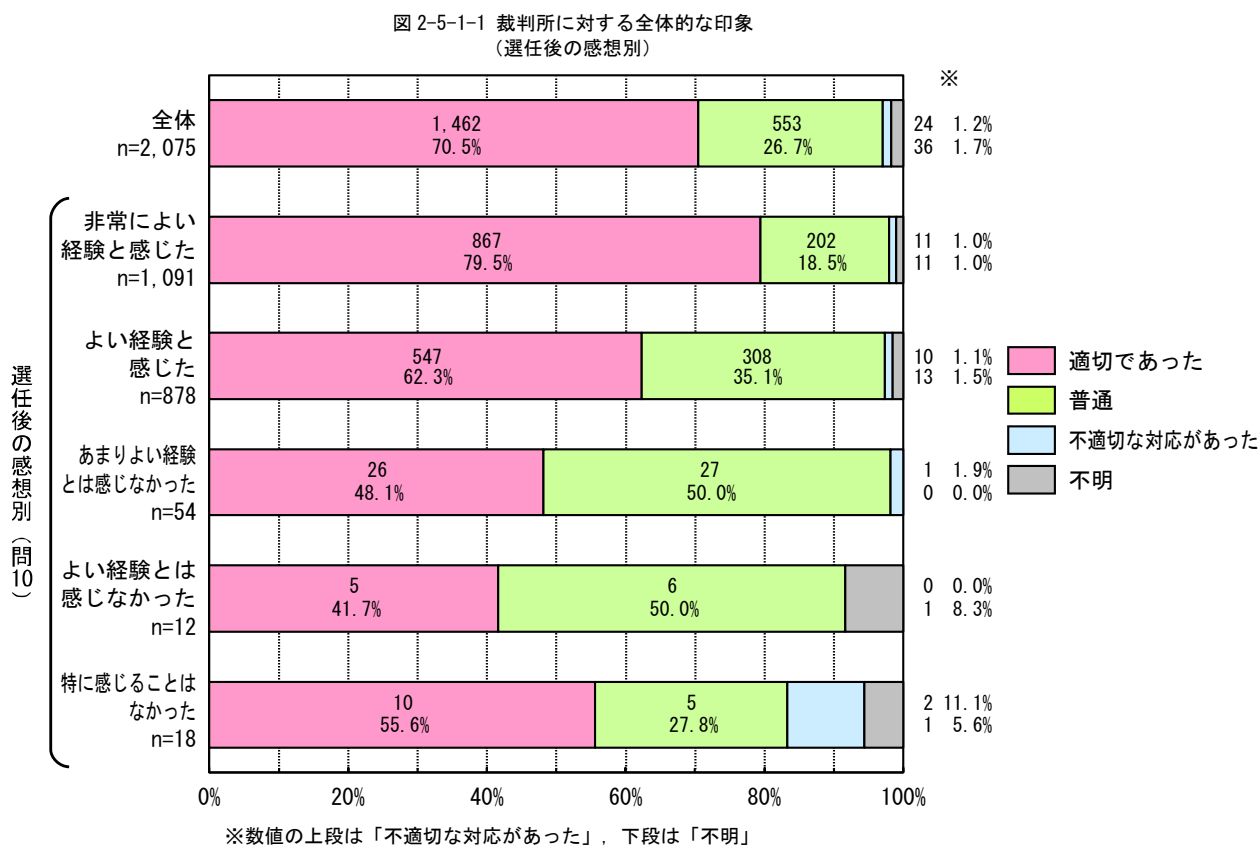
(5) 裁判所の対応(裁判所職員の対応, 裁判所からの情報の提供, 裁判所の設備など)について

(i) 全体的な印象



『裁判所に対する全体的な印象』を選任後の感想別でみたのが、図2-5-1-1である。

『よい経験』と感じていなかった層において全体的な印象としては、「普通」「不適切な対応があった」と回答する割合が高い。



(ii) 裁判所の対応について感じたこと (問12-2)

裁判員候補者名簿に登録されてからの裁判所の対応(裁判所職員の対応, 裁判所からの情報提供, 裁判所の設備など)について感じたことを自由に記載してもらったところ, 全2,075名中, 864名から回答があった。

記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ, 職員の対応について, 「適切だった, 気を遣ってもらった」などとするものが最も多かった。

具体的な記載については, 資料編の自由記載分類・整理表(200頁)に主な記載例を掲載したので, そちらを参照されたい。

(6) その他の全般的な意見や感想など(問13)

全般的な感想について, 自由に記載してもらったところ, 全2,075名中, 974名から回答があった。

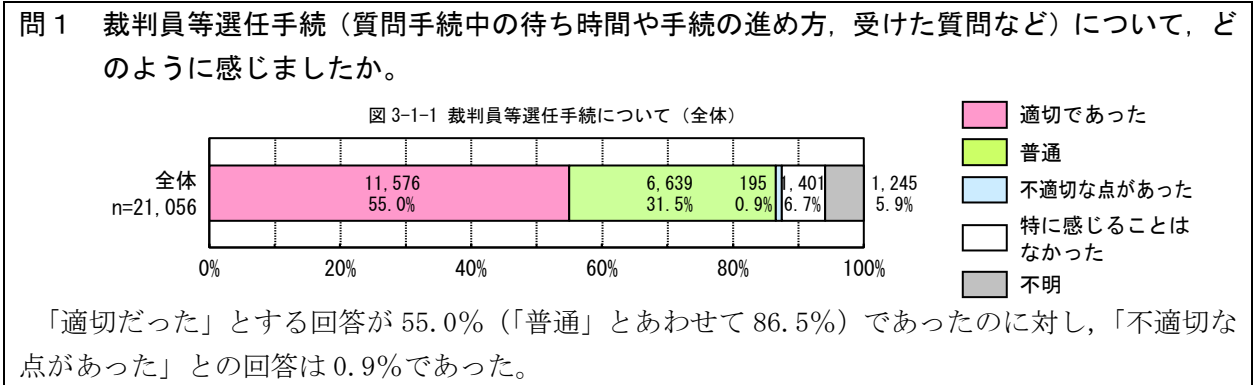
記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ, 参加した感想が最も多く, 裁判官・職員の対応に関する意見がこれに続いている。

具体的な記載については, 資料編の自由記載分類・整理表(201頁)に主な記載例を掲載したので, そちらを参照されたい。

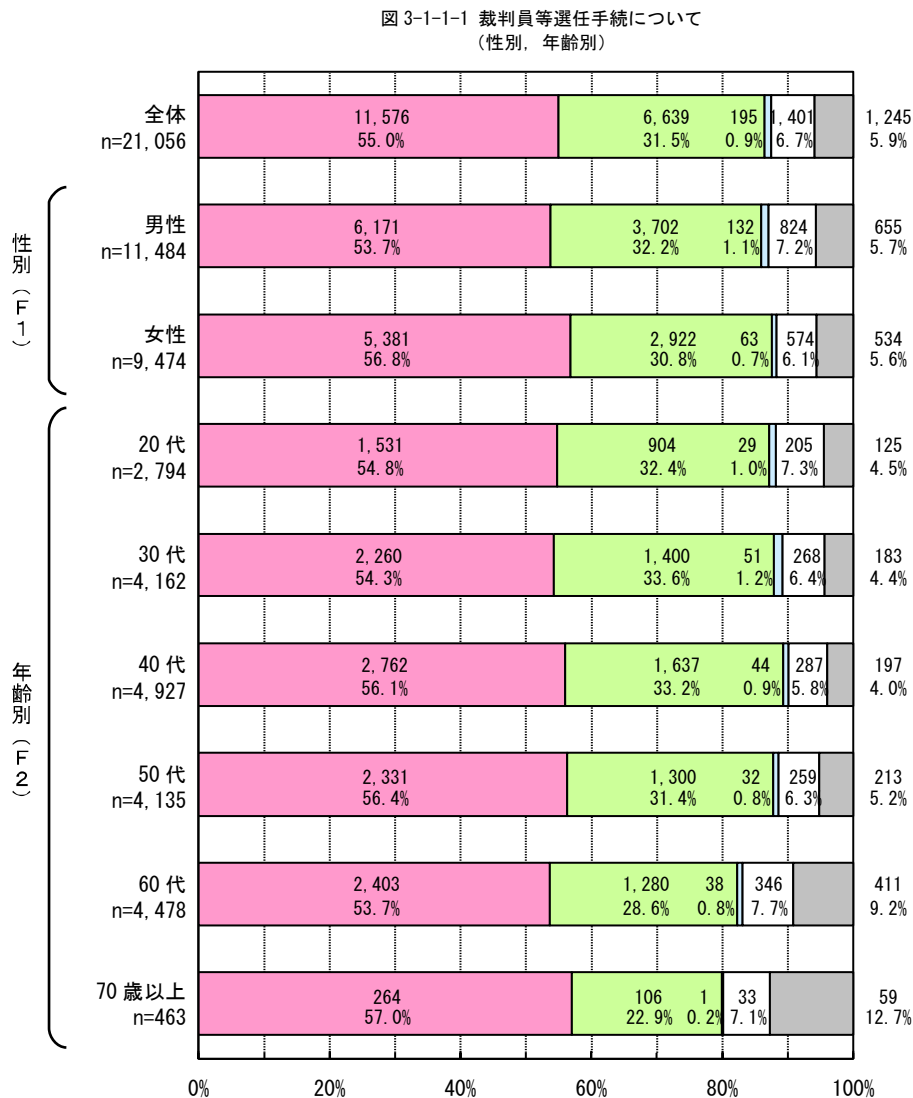
3. 裁判員候補者に対するアンケート結果

(1) 裁判員等選任手続について

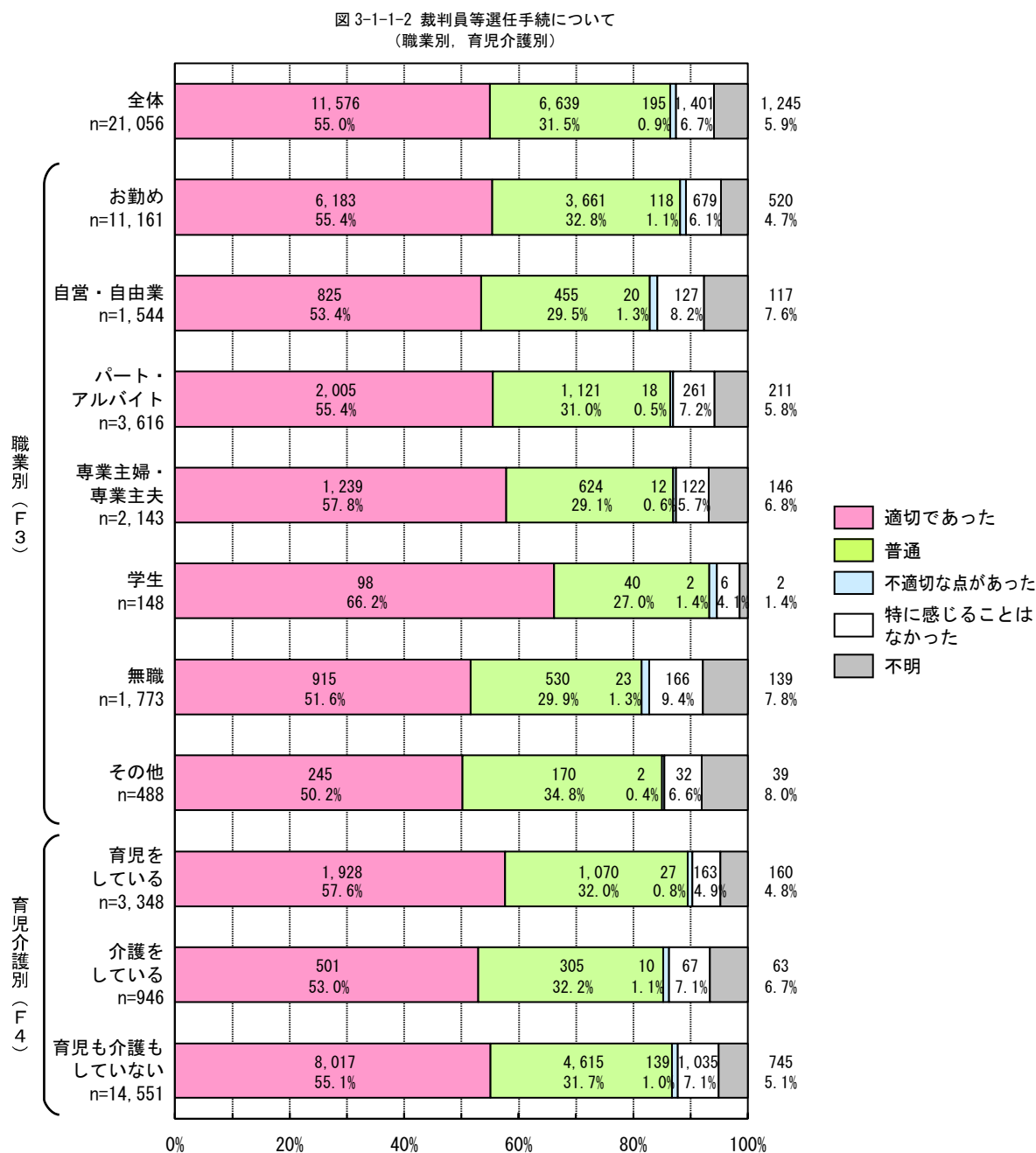
(i) 裁判員等選任手続について感じたこと（問1）



裁判員等選任手続の適切さを性別，年齢別でみたのが，図 3-1-1-1 である。性別においては，回答の割合に大きな差はみられない。年齢別においては，「適切であった」と回答した割合に大きな差はみられない。



裁判員等選任手続の適切さを職業別、育児介護別でみたのが、図 3-1-1-2 である。職業別において、学生の「適切であった」の回答の割合が 66.2%と最も高い。育児介護別においては大きな差はみられない。



(ii) 裁判員等選任手続について「不適切な点があった」と答えた理由 (問1)

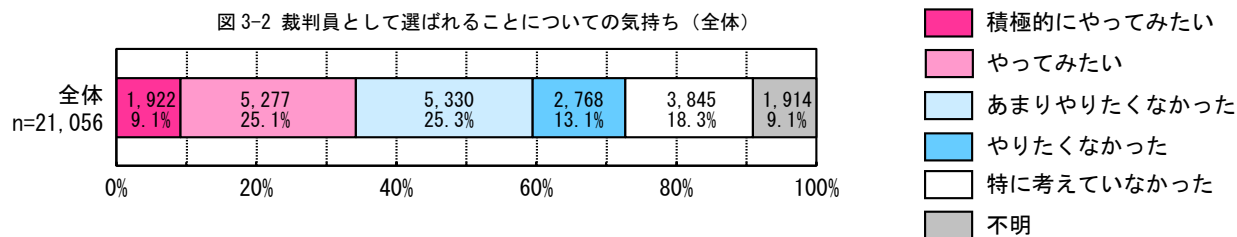
裁判員等選任手続について「不適切な点があった」を選択した195名に、その内容を具体的に記載してもらったところ、179名から回答があった。

記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ、「全般的な問題点の指摘や提案」が最も多く、「質問手続きの進行の手順における、問題点の指摘や提案」がこれに続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(204頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(2) 裁判員として選ばれることについての気持ち

問2 裁判員として選ばれることについてどう思っていましたか。



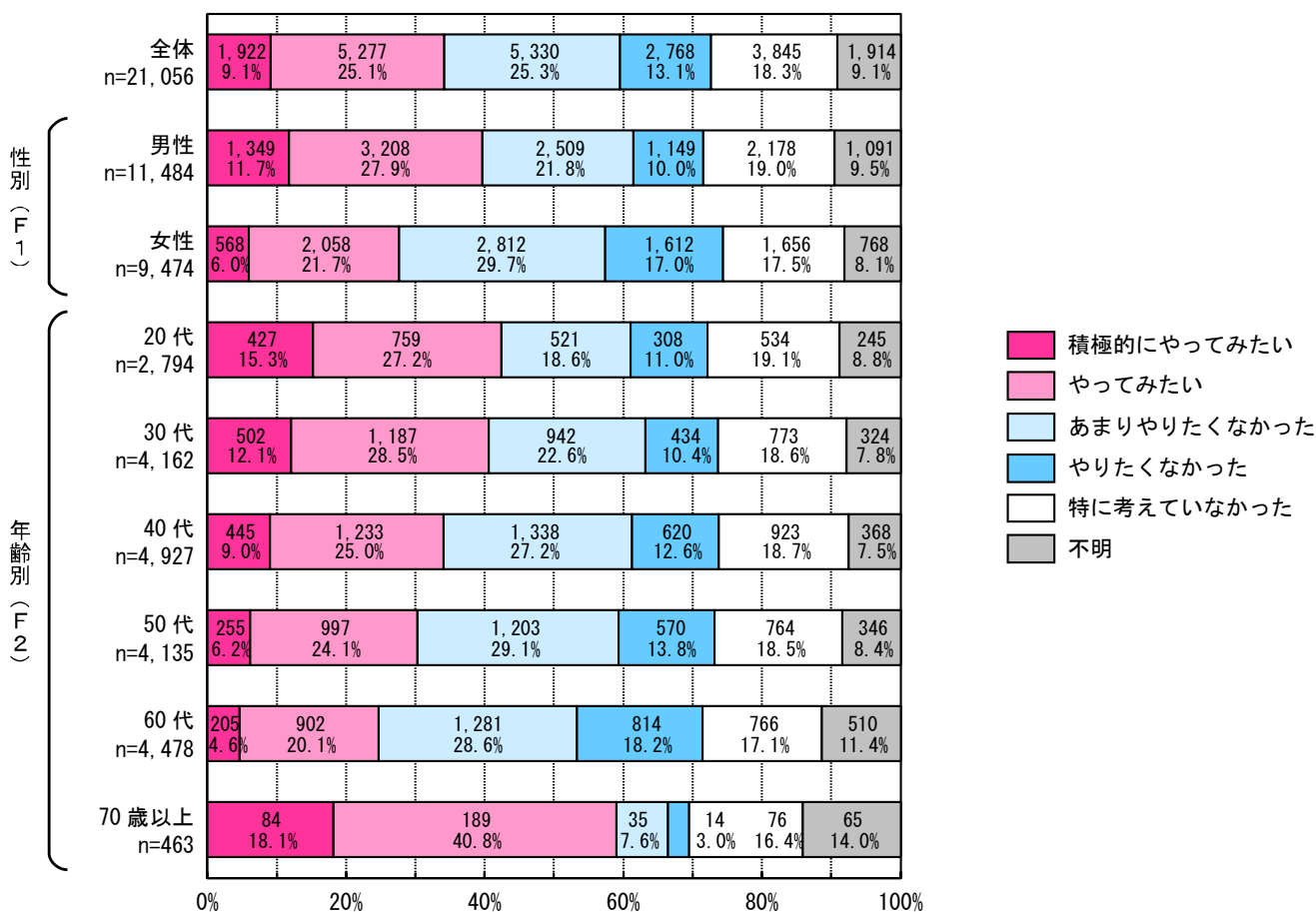
『裁判員として選ばれることについての気持ち』について、「積極的にやってみよう」(9.1%)、「やってみよう」(25.1%)をあわせた『積極的な参加意向』が34.2%であるのに対し、「あまりやりたくなかった」(25.3%)、「やりたくなかった」(13.1%)をあわせた『消極的な参加意向』は38.4%である。

『裁判員として選ばれることについての気持ち』を性別、年齢別でみたのが、図3-2-1である。

性別でみると、男性のほうが『積極的な参加意向』(39.6%)が高く、女性のほうが『消極的な参加意向』(46.7%)が高い。

年齢別でみると、60代までは若年層ほど『積極的な参加意向』の割合が高く、『消極的な参加意向』の割合は低い。なお、70歳以上の『積極的な参加意向』が突出しているが、70歳以上は、定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。

図3-2-1 裁判員として選ばれることについての気持ち (性別、年齢別)

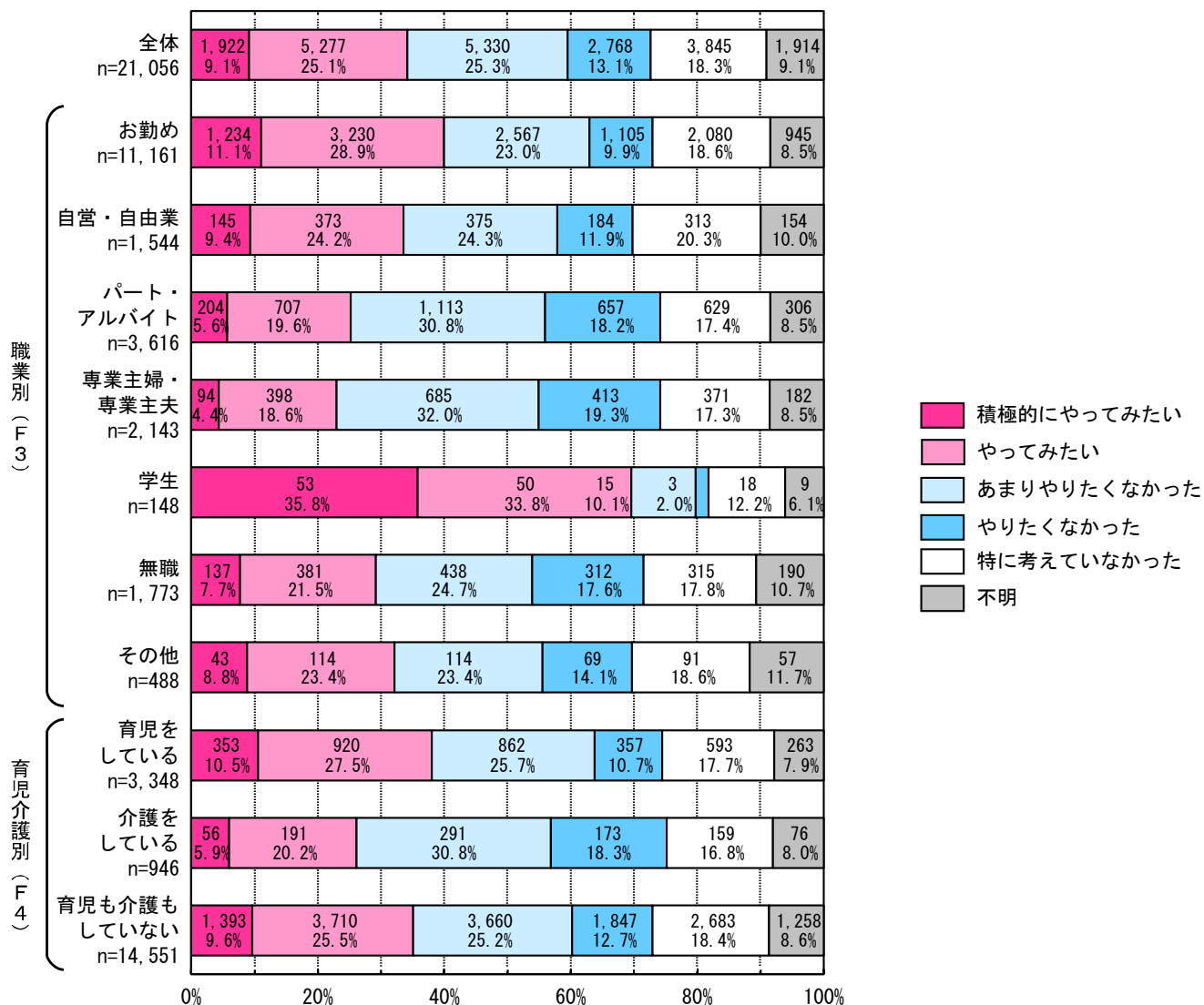


『裁判員として選ばれることについての気持ち』を職業別、育児介護別でみたのが、図 3-2-2 である。

職業別でみると、学生の層の69.6%が『積極的な参加意向』を示しているが、学生は、定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。その他の職業をみると、お勤めの層の40.0%が『積極的な参加意向』を示しており、専業主婦・専業主夫の層で23.0%と最も低くなっている。

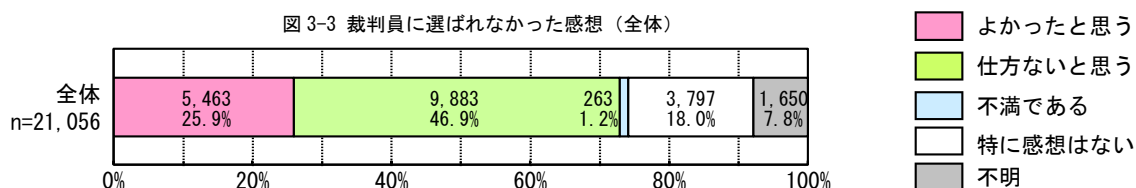
育児介護別では、育児をしている層の『積極的な参加意向』（38.0%）が最も高い。

図 3-2-2 裁判員として選ばれることについての気持ち
(職業別、育児介護別)



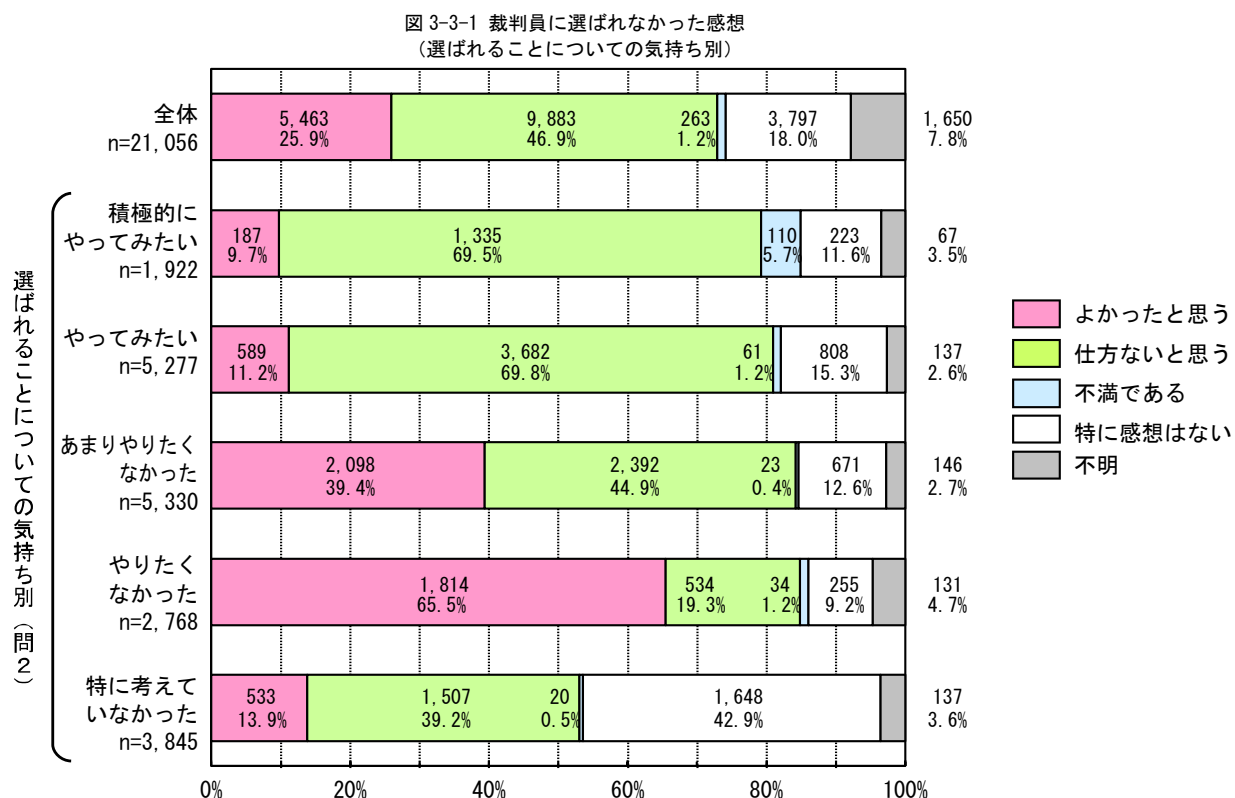
(3) 裁判員に選ばれなかった感想及び「不満である」と答えた理由

問3 裁判員に選ばれなかったことについて、現在どう感じていますか。



『裁判員に選ばれなかった感想』としては、「仕方ないと思う」との回答が最も多く、46.9%となっている。「よかったと思う」との回答が25.9%、「特に感想はない」との回答が18.0%、「不満である」との回答は1.2%である。

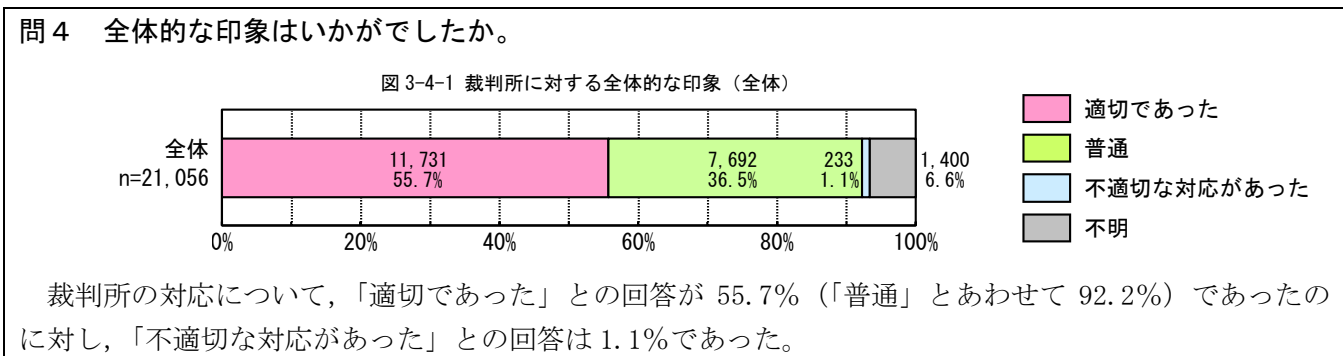
『裁判員に選ばれなかった感想』を選ばれることについての気持ち別でみたのが、図3-3-1である。「積極的にやってみたい」、「やってみたい」をあわせた『積極的な参加意向』の層では69.0%以上が「仕方ないと思う」と回答している。一方、「やりたくなかった」と答えた層では65.5%が「よかったと思う」と回答している。また、「あまりやりたくなかった」と答えた層では、39.4%が「よかったと思う」、44.9%が「仕方ないと思う」と回答している。



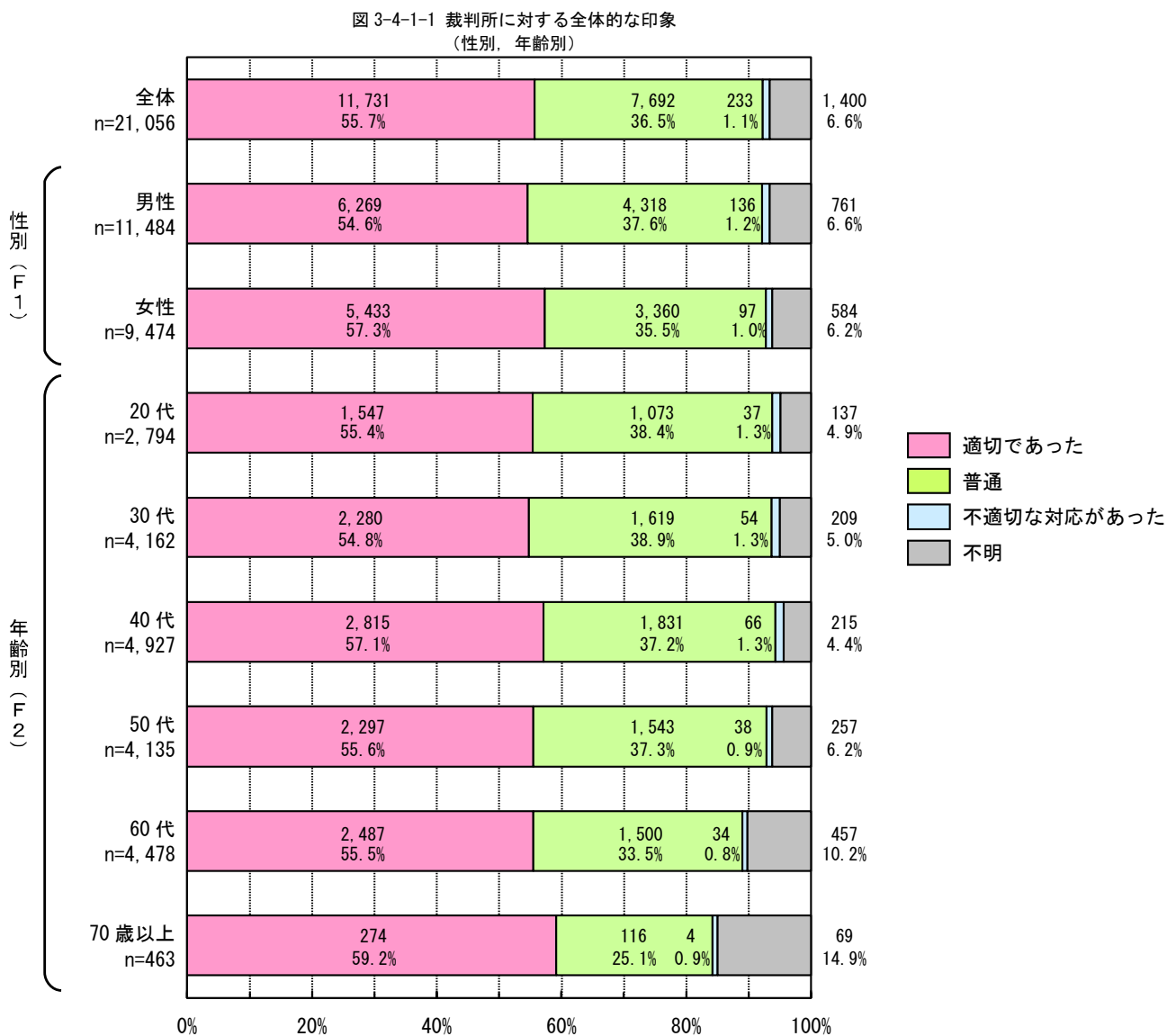
『裁判員に選ばれなかった感想』（問3）について、「不満である」と回答した263名に、その理由を自由に記載してもらったところ、242名から回答があった。記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ、「選ばれたかったから」などとするものが最も多く、「わざわざ日程を空けておいたから」などとするものがこれに続いている。具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表（206頁）に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(4) 裁判所の対応(裁判所職員の対応, 裁判所からの情報の提供, 裁判所の設備など)について

(i) 全体的な印象

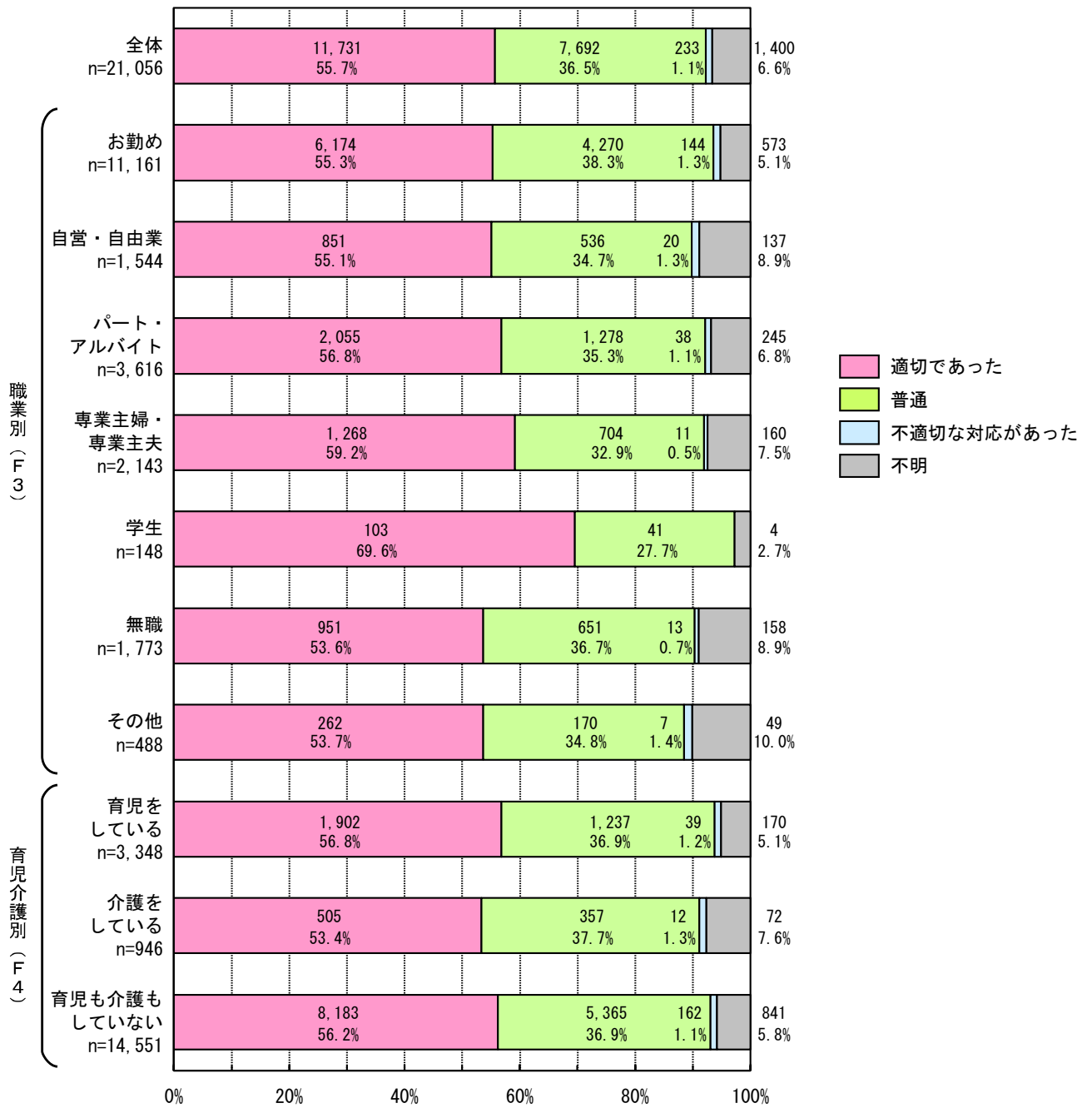


『裁判所に対する全体的な印象』を性別、年齢別でみたのが、図3-4-1-1である。性別では、女性の「適切であった」との回答の割合が男性のそれを2.7%上回っている。年齢別では、各年代で回答の割合に大きな差はみられない。

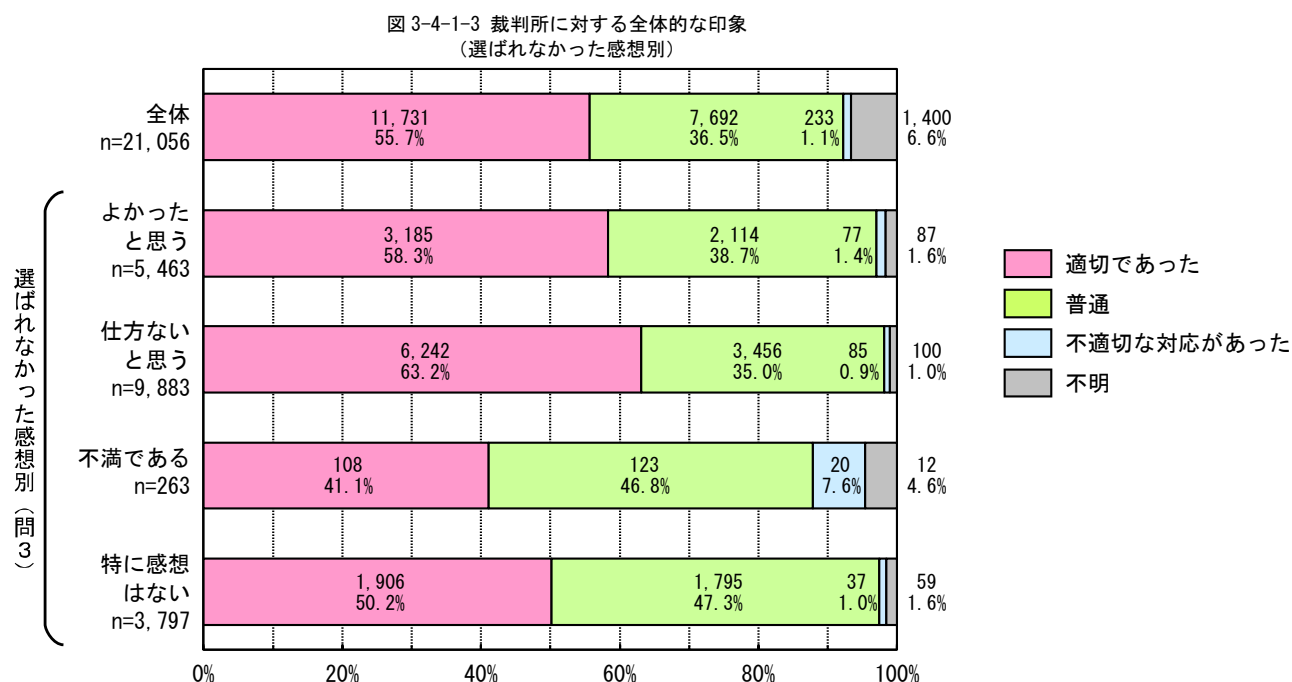


『裁判所に対する全体的な印象』を職業別，育児介護別でみたのが，図 3-4-1-2 である。職業別で比べると学生の「適切であった」と回答した割合が 69.6%と最も高い。

図 3-4-1-2 裁判所に対する全体的な印象
(職業別，育児介護別)



『裁判所に対する全体的な印象』を選ばれなかった感想別でみたのが、図3-4-1-3である。「よかったと思う」と回答した層の58.3%と「仕方ないと思う」と回答した層の63.2%が「適切であった」と回答している。また、「不満である」と回答した層では「適切である」との回答は41.1%であり、「不適切な対応があった」との回答は7.6%となっている。



(ii) 裁判所の対応について「不適切な対応があった」と答えた理由 (問4)

裁判員候補者名簿に登録されてからの裁判所の対応 (裁判所職員の対応, 裁判所からの情報の提供, 裁判所の設備など) について、「不適切な対応があった」と回答した233名に、その理由を自由に記載してもらったところ、224名から回答があった。

記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ、「事前送付物」に関する意見が最も多かった。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表 (207頁) に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(5) その他の全般的な意見や感想など (問5)

全般的な感想について、自由に記載してもらったところ、全21,056名中、2,698名から回答があった。

記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ、参加した感想が最も多く、制度の運用に関する意見がこれに続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表 (207頁) に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

資料編

1 調査票

(付：単純集計結果)

- (1) 裁判員アンケート…………… 97 ページ
- (2) 補充裁判員アンケート…………… 101 ページ
- (3) 裁判員候補者アンケート…………… 105 ページ

アンケートご協力をお願い

～裁判員をお務めいただいた皆さんへ～

裁判にご参加いただき、ありがとうございました。

裁判所では、裁判員を務められた方を対象に、アンケートを実施しています。ご回答いただきました内容は、とりまとめた上、適切な統計処理をおこない、公表します。また、裁判所・検察庁・弁護士会において、よりよい運用を検討するための資料とさせていただきます。

お疲れのところお手数をおかけしますが、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本アンケートは手続に参加した御感想や御意見を記入していただくものです（守秘義務違反に当たる事項について回答を求めるものではありません。）。

〇〇地方裁判所
最高裁判所

※黒色のボールペンもしくはHB以上の黒鉛筆をご使用ください。

問1 裁判員等選任手続についてお聞きします。

質問手続中の待ち時間や手続の進め方、受けた質問について、感じたことやお気づきの点がありましたら、ご自由にお書きください。

<質問手続中の手続の進め方、受けた質問についてなど>

<質問手続中の待ち時間についてなど>

問2 法廷での審理についてお聞きします。審理の内容はわかりやすかったですか。当てはまる番号に1つだけ○をお付けください。

1 (65.4%) わかりやすかった 2 (30.3%) 普通 3 (2.7%) わかりにくかった

(1.5%) 不明

問3 検察官や弁護人の法廷での説明や証拠調べは、わかりやすかったですか。検察官、弁護人それぞれについて、当てはまる番号に1つだけ○をお付けください。

	わかりやすかった	普通	わかりにくかった	不明
検察官は……	1 (67.1%)	2 (27.7%)	3 (4.7%)	(0.5%)
弁護人は……	1 (35.7%)	2 (45.8%)	3 (17.8%)	(0.8%)

問4 検察官や弁護人の法廷活動に対して感じられた印象について、「はい」か「いいえ」の当てはまる方に○をお付けください。

【検察官の活動について】		
1	検察官の話し方に問題があった（早口，声が聞き取りにくい，言葉が難しかった等）……………	（はい(11.8%)・いいえ(87.2%)) (1.0%) 不明
2	検察官の説明が詳しすぎた……………	（はい(8.7%)・いいえ(90.1%)) (1.2%)
3	検察官が話す内容がわかりにくかった……………	（はい(5.6%)・いいえ(92.8%)) (1.6%)
4	証人や被告人に対する検察官の質問の意図・内容がわかりにくかった……………	（はい(12.6%)・いいえ(85.9%)) (1.5%)
5	供述調書の朗読がわかりにくかった（長い，単調，その場で理解できない，印象に残らない等）……………	（はい(11.1%)・いいえ(86.8%)) (2.0%)
【弁護人の活動について】		
6	弁護人の話し方に問題があった（早口，声が聞き取りにくい，言葉が難しかった等）……………	（はい(27.8%)・いいえ(70.9%)) (1.3%)
7	弁護人の説明が詳しすぎた……………	（はい(6.8%)・いいえ(91.9%)) (1.3%)
8	弁護人が話す内容がわかりにくかった……………	（はい(20.9%)・いいえ(76.7%)) (2.4%)
9	証人や被告人に対する弁護人の質問の意図・内容がわかりにくかった……………	（はい(29.6%)・いいえ(68.0%)) (2.5%)
【その他】		
検察官や弁護人の活動に感じられた問題点等があれば，具体的にお書きください。		
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>		

問5 裁判官の説明はわかりやすかったですか。当てはまる番号に1つだけ○をお付けください。

1 (90.9%) わかりやすかった	2 (8.3%) 普通	3 (0.3%) わかりにくかった	(0.6%) 不明
--------------------	-------------	-------------------	-----------

問6 評議についてお聞きします。評議は話しやすい雰囲気でしたか。当てはまる番号に1つだけ○をお付けください。

1 (76.7%) 話しやすい雰囲気であった	2 (20.7%) 普通	3 (1.9%) 話しにくい雰囲気であった	(0.7%) 不明
------------------------	--------------	-----------------------	-----------

問7 あなたは評議で十分な議論ができたと感じていますか。当てはまる番号に1つだけ○をお付けください。

1 (74.1%) 十分に議論ができた	2 (6.5%) 不十分であった	3 (17.8%) わからない	(1.6%) 不明
---------------------	------------------	-----------------	-----------

問8 評議の進め方（裁判官の進行，裁判官の説明，評議の時間，休憩の取り方など）について，何かお気づきの点があれば，ご自由にお書きください。

問9 裁判員に選ばれる前，裁判員に選ばれることについてどう思っていましたか。当てはまる番号に1つだけ○をお付けください。

- 1 (9.2%) 積極的にやってみたいと思っていた
- 2 (25.3%) やってみたいと思っていた
- 3 (30.8%) あまりやりたくないと思っていた
- 4 (18.5%) やりたくないと思っていた
- 5 (15.4%) 特に考えていなかった

(0.8%) 不明

問10 問9でお答えになった理由をお書きください。

問11 裁判員として裁判に参加したことは，あなたにとってどのような経験であったと感じましたか。当てはまる番号に1つだけ○をお付けください。

- 1 (57.5%) 非常によい経験と感じた
- 2 (38.4%) よい経験と感じた
- 3 (1.8%) あまりよい経験とは感じなかった
- 4 (0.9%) よい経験とは感じなかった
- 5 (0.8%) 特に感じることはなかった

(0.7%) 不明

問12 問11でお答えになった理由をお書きください。

問13 裁判員候補者名簿に載ってから，本日までの裁判所の対応（裁判所職員の対応，裁判所からの情報の提供，裁判所の設備など）についてお聞きします。

問13-1 全体的な印象はいかがでしたか。当てはまる番号に1つだけ○をお付けください。

- 1 (72.4%) 適切であった
- 2 (26.1%) 普通
- 3 (0.7%) 不適切な対応があった

(0.9%) 不明

問13-2 これまでの裁判所の対応について，何か感じられたことがあれば，お書きください。

問14 これまでお聞きしたもののほか，お気づきのことを何でもご自由にお書きください。

～最後に、あなたご自身のことについてお聞きします。～

F 1 あなたの性別（1つだけ）

- | | |
|--------------|-----------|
| 1 (54.8%) 男性 | (1.2%) 不明 |
| 2 (44.0%) 女性 | |

F 2 あなたの年齢（1つだけ）

- | | | |
|---------------|----------------|-----------|
| 1 (13.6%) 20代 | 4 (19.9%) 50代 | (1.3%) 不明 |
| 2 (19.8%) 30代 | 5 (19.3%) 60代 | |
| 3 (23.9%) 40代 | 6 (2.3%) 70歳以上 | |

F 3 あなたの職業をお知らせください。（1つだけ）

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| 1 (56.0%) お勤め（公務員、会社経営者を含む） | (1.6%) 不明 |
| 2 (6.3%) 自営・自由業 | |
| 3 (16.2%) パート・アルバイト | |
| 4 (9.6%) 専業主婦・専業主夫 | |
| 5 (0.7%) 学生 | |
| 6 (7.4%) 無職 | |
| 7 (2.1%) その他 | |

F 4 あなたは現在ご家族等の育児や介護をされていますか。（いくつでも）

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1 (15.9%) 育児をしている | (15.3%) 不明 |
| 2 (3.4%) 介護をしている | |
| 3 (65.7%) 育児も介護もしていない | |

F 4-1 育児をされている場合、そのお子様の学齢をお書きください。（いくつでも）

- | | |
|------------------|-----------|
| 1 (54.4%) 未就学児 | (3.5%) 不明 |
| 2 (33.0%) 小学1～3年 | |
| 3 (40.3%) 小学4～6年 | |

以上でアンケートは終了です。ご協力、大変ありがとうございました。

裁判所記入欄						
裁判所番号						
事件番号	平成	年(わ)	第	号		
審理の実日数	1 1日	2 2日	3 3日	4 4日	5 5日	6 その他()日
評議時間	1 240分以内	2 360分以内	3 480分以内			
	4 600分以内	5 720分以内	6 720分を超える			
自白・否認の別	1 自白	2 否認				



アンケートご協力をお願い

～補充裁判員をお務めいただいた皆さんへ～

裁判にご参加いただき、ありがとうございました。

裁判所では、補充裁判員を務められた方を対象に、アンケートを実施しています。ご回答いただきました内容は、とりまとめた上、適切な統計処理をおこない、公表します。また、裁判所・検察庁・弁護士会において、よりよい運用を検討するための資料とさせていただきます。

お疲れのところお手数をおかけしますが、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本アンケートは手続に参加した御感想や御意見を記入していただくものです（守秘義務違反に当たる事項について回答を求めるものではありません。）。

〇〇地方裁判所
最高裁判所

※黒色のボールペンもしくはHB以上の黒鉛筆をご使用ください。

問1 裁判員等選任手続についてお聞きします。

質問手続中の待ち時間や手続の進め方、受けた質問について、感じたことやお気づきの点がありましたら、ご自由にお書きください。

<質問手続中の手続の進め方、受けた質問についてなど>
<質問手続中の待ち時間についてなど>

問2 法廷での審理についてお聞きします。審理の内容はわかりやすかったですか。当てはまる番号に1つだけ○をお付けください。

1 (64.3%) わかりやすかった 2 (31.3%) 普通 3 (2.8%) わかりにくかった

(1.6%) 不明

問3 検察官や弁護人の法廷での説明や証拠調べは、わかりやすかったですか。検察官、弁護人それぞれについて、当てはまる番号に1つだけ○をお付けください。

	わかりやすかった	普通	わかりにくかった	
検察官は……	1 (66.8%)	2 (27.8%)	3 (4.6%)	不明 (0.8%)
弁護人は……	1 (34.9%)	2 (46.3%)	3 (17.9%)	不明 (0.9%)

問4 検察官や弁護人の法廷活動に対して感じられた印象について、「はい」か「いいえ」の当てはまる方に○をお付けください。

【検察官の活動について】	
1 検察官の話し方に問題があった（早口、声が聞き取りにくい、言葉が難しかった等）……………	不明 （はい(11.5%)・いいえ(87.5%)) (1.0%)
2 検察官の説明が詳しすぎた……………	（はい (9.1%)・いいえ(89.6%)) (1.3%)
3 検察官が話す内容がわかりにくかった……………	（はい (5.8%)・いいえ(92.6%)) (1.6%)
4 証人や被告人に対する検察官の質問の意図・内容がわかりにくかった……………	（はい(13.4%)・いいえ(84.5%)) (2.0%)
5 供述調書の朗読がわかりにくかった（長い、単調、その場で理解できない、印象に残らない等）……………	（はい(11.1%)・いいえ(86.3%)) (2.6%)
【弁護人の活動について】	
6 弁護人の話し方に問題があった（早口、声が聞き取りにくい、言葉が難しかった等）……………	（はい(28.3%)・いいえ(70.3%)) (1.4%)
7 弁護人の説明が詳しすぎた……………	（はい (5.9%)・いいえ(92.4%)) (1.6%)
8 弁護人が話す内容がわかりにくかった……………	（はい(21.3%)・いいえ(76.6%)) (2.1%)
9 証人や被告人に対する弁護人の質問の意図・内容がわかりにくかった……………	（はい(30.5%)・いいえ(67.1%)) (2.5%)
【その他】	
検察官や弁護人の活動に感じられた問題点等があれば、具体的にお書きください。	
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 100%;"></div>	

問5 裁判官の説明はわかりやすかったですか。当てはまる番号に1つだけ○をお付けください。

1 (90.4%) わかりやすかった	2 (8.2%) 普通	3 (0.6%) わかりにくかった	(0.8%) 不明
--------------------	-------------	-------------------	-----------

問6 評議は話しやすい雰囲気でしたか。当てはまる番号に1つだけ○をお付けください。

1 (77.6%) 話しやすい雰囲気であった	2 (19.6%) 普通	3 (1.5%) 話しにくい雰囲気であった	(1.3%) 不明
------------------------	--------------	-----------------------	-----------

問7 評議の進め方（裁判官の進行、裁判官の説明、評議の時間、休憩の取り方など）について、何かお気づきの点があれば、ご自由にお書きください。

問8 補充裁判員に選ばれる前、裁判員に選ばれることについてどう思っていましたか。当てはまる番号に1つだけ○をお付けください。

1 (10.1%) 積極的にやってみたいと思っていた	3 (33.7%) あまりやりたくないと思っていた
2 (26.1%) やってみたいと思っていた	4 (14.3%) やりたくないと思っていた
	5 (15.0%) 特に考えていなかった

(0.8%) 不明

問9 問8でお答えになった理由をお書きください。

問10 補充裁判員として裁判に参加したことは、あなたにとってどのような経験であったと感じましたか。当てはまる番号に1つだけ○をお付けください。

1 (52.6%) 非常によい経験と感じた	3 (2.6%) あまりよい経験とは感じなかった
2 (42.3%) よい経験と感じた	4 (0.6%) よい経験とは感じなかった
	5 (0.9%) 特に感じることはなかった

(1.1%) 不明

問11-1

(問10で「非常によい経験と感じた」「よい経験と感じた」と答えた方に) その理由をお書きください。

問11-2

(問10で「あまりよい経験とは感じなかった」「よい経験とは感じなかった」「特に感じることはなかった」と答えた方に) その理由を次の中から、いくつでも選んでください。

1 (35.7%) もともと裁判に参加することに意義を感じていなかったから

2 (11.9%) 正式な裁判員になることができなかったから

3 (23.8%) いつ正式な裁判員に選ばれるかわからず、不安だったから

4 (31.0%) その他

(具体的に)

(19.0%) 不明

問12 裁判員候補者名簿に載ってから、本日までの裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)についてお聞きします。

問12-1 全体的な印象はいかがでしたか。当てはまる番号に1つだけ○をお付けください。

1 (70.5%) 適切であった
2 (26.7%) 普通
3 (1.2%) 不適切な対応があった

(1.7%) 不明

問12-2 これまでの裁判所の対応について、何か感じられたことがあれば、お書きください。

問13 これまでお聞きしたもののほか、お気づきのことを何でも自由にお書きください。

～最後に、あなたご自身のことについてお聞きします。～

F 1 あなたの性別（１つだけ）

1 (56.8%) 男性	(1.4%) 不明
2 (41.7%) 女性	

F 2 あなたの年齢（１つだけ）

1 (12.8%) 20代	4 (19.2%) 50代	(1.6%) 不明
2 (20.3%) 30代	5 (19.6%) 60代	
3 (24.2%) 40代	6 (2.3%) 70歳以上	

F 3 あなたの職業をお知らせください。（１つだけ）

1 (54.4%) お勤め（公務員，会社経営者を含む）	(1.7%) 不明
2 (6.6%) 自営・自由業	
3 (16.6%) パート・アルバイト	
4 (9.1%) 専業主婦・専業主夫	
5 (0.9%) 学生	
6 (8.1%) 無職	
7 (2.6%) その他	

F 4 あなたは現在ご家族等の育児や介護をされていますか。（いくつでも）

1 (15.7%) 育児をしている	(16.0%) 不明
2 (4.0%) 介護をしている	
3 (64.9%) 育児も介護もしていない	

F 4-1 育児をされている場合，そのお子様の学齢をお書きください。（いくつでも）

1 (57.4%) 未就学児	(4.0%) 不明
2 (35.0%) 小学1～3年	
3 (32.5%) 小学4～6年	

以上でアンケートは終了です。ご協力，大変ありがとうございました。

裁判所記入欄	
裁判所番号	
事件番号	平成 年(わ) 第 号
審理の実日数	1 1日 2 2日 3 3日 4 4日 5 5日 6 その他()日
評議時間	1 240分以内 2 360分以内 3 480分以内 4 600分以内 5 720分以内 6 720分を超える
自白・否認の別	1 自白 2 否認



< 裁判員候補者用 >



アンケートご協力をお願い ～裁判所にお越しいただいた裁判員候補者の皆さんへ～

本日は、裁判所までお越しいただき、ありがとうございました。

裁判所では、裁判員候補者の方を対象に、アンケートを実施しています。ご回答いただきました内容は、とりまとめた上、適切な統計処理をおこない、公表します。また、裁判所・検察庁・弁護士会において、少しでも裁判員候補者の方のご負担を軽減できるよう、よりよい運用を検討するための資料とさせていただくことも予定しています。

大変お手数ではありますが、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

※各問について、当てはまる番号に○をお付けください。

〇〇地方裁判所
最高裁判所

※黒色のボールペンもしくはHB以上の黒鉛筆をご使用ください。

F 1 あなたの性別（1つだけ）

- | | |
|--------------|-----------|
| 1 (54.5%) 男性 | (0.5%) 不明 |
| 2 (45.0%) 女性 | |

F 2 あなたの年齢（1つだけ）

- | | | |
|---------------|----------------|-----------|
| 1 (13.3%) 20代 | 4 (19.6%) 50代 | (0.5%) 不明 |
| 2 (19.8%) 30代 | 5 (21.3%) 60代 | |
| 3 (23.4%) 40代 | 6 (2.2%) 70歳以上 | |

F 3 あなたの職業をお知らせください。（1つだけ）

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| 1 (53.0%) お勤め（公務員、会社経営者を含む） | (0.9%) 不明 |
| 2 (7.3%) 自営・自由業 | |
| 3 (17.2%) パート・アルバイト | |
| 4 (10.2%) 専業主婦・専業主夫 | |
| 5 (0.7%) 学生 | |
| 6 (8.4%) 無職 | |
| 7 (2.3%) その他 | |

F 4 あなたは現在ご家族等の育児や介護をされていますか。（いくつでも）

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1 (15.9%) 育児をしている | (10.9%) 不明 |
| 2 (4.5%) 介護をしている | |
| 3 (69.1%) 育児も介護もしていない | |

F 4-1 育児をされている場合、そのお子様の学齢をお書きください。（いくつでも）

- | | |
|------------------|-----------|
| 1 (55.9%) 未就学児 | (3.1%) 不明 |
| 2 (35.7%) 小学1～3年 | |
| 3 (36.8%) 小学4～6年 | |

問1 裁判員等選任手続（質問手続中の待ち時間や手続の進め方，受けた質問など）について，どのように感じましたか。

1 (55.0%) 適切だった	▶ 3に○を付けた方は，その内容をお書きください。
2 (31.5%) 普通	
3 (0.9%) 不適切な点があった	
4 (6.7%) 特に感じることはなかった	

(5.9%) 不明

問2 裁判員として選ばれることについてどう思っていましたか。

1 (9.1%) 積極的にやってみたいと思っていた
2 (25.1%) やってみたいと思っていた
3 (25.3%) あまりやりたくないと思っていた
4 (13.1%) やりたくないと思っていた
5 (18.3%) 特に考えていなかった

(9.1%) 不明

問3 裁判員に選ばれなかったことについて，現在どう感じていますか。

1 (25.9%) よかったと思う	▶ 3に○を付けた方は，その理由をお書きください。
2 (46.9%) このような制度になっている以上，仕方ないと思う	
3 (1.2%) 不満である	
4 (18.0%) 特に感想はない	

(7.8%) 不明

問4 裁判員候補者名簿に載ってから，本日までの裁判所の対応（裁判所職員の対応，裁判所からの情報の提供，裁判所の設備など）についてお聞きします。裁判所の対応の全体的な印象はいかがでしたか。

1 (55.7%) 適切であった	▶ 3に○を付けた方は，その内容をお書きください。
2 (36.5%) 普通	
3 (1.1%) 不適切な対応があった	

(6.6%) 不明

問5 これまでにお聞きした質問に関するものを含め，お気づきのことがあれば，何でも自由にお書きください。

以上でアンケートは終了です。ご協力，大変ありがとうございました。

裁判所記入欄	
裁判所番号	
事件番号	平成 年(わ)第 号

